

広陵町教育振興基本計画

輝く未来のために とともに学び
つながり合う いい人づくり



令和4年3月
広陵町教育委員会



はじめに

10年後、20年後の社会を見通すと、人口減少、少子高齢化、グローバル化、技術革新、子どもの貧困、地域間格差など、人々の生活に影響を及ぼす様々な変化が現れてくることが予想されます。先行き不透明で変化の激しい社会を生き抜くために、教育に課せられた使命は大きく、未来社会を展望した教育施策を進める必要があります。

国は、平成18年に制定した教育基本法で示した理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために教育振興基本計画を策定し、現在第3期の計画となっています。

地方公共団体においては、教育基本法第17条第2項において「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定られており、本町としても長期的な教育方針と教育施策を示す中で、就学前教育、学校教育、社会教育等、幼少期から高齢者までの継続的な学びを通して、学校教育を中心に society5.0 の社会を生き抜くことができる力をもった次世代の人材を育成することをめざして広陵町教育振興基本計画を策定しました。

本計画は、国の第3期教育振興基本計画および奈良県が定めた第2期奈良県教育振興大綱、そして「第5次広陵町総合計画」である上位計画を踏まえ、今後の本町における独自の教育ビジョンも反映しながら、教育行政の基本的な計画として策定するものです。

また、本町では、5年ぶりに広陵町教育大綱を見直し、本町の教育理念として「輝く未来のために ともに学び つながり合う いい人づくり」を設定するとともに、本町の子どもたちに望む人間像を3つの基本方針として掲げ、その教育理念の実現をめざすとともに、本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画とし、学校教育の充実をはじめ、教育環境の整備、家庭・地域の教育力の向上、生涯学習・生涯スポーツの推進、文化・芸術の振興、歴史文化の保存・活用など、多くの取り組みを計画的に実施いたします。

広陵町教育委員会は、この計画を着実に実践していくために、年度ごとに計画の進捗状況を検証し、事務の管理および執行の状況について点検・評価を行いつつ、本町の次代を担う子どもたちが確かな学力、豊かな心、たくましい身体からなる「生きる力」を身に付け、どんな困難にも打ち勝ち、未来を切り拓いていける力の育成に努めてまいります。

結びに、この計画の策定に当たり貴重なご意見、ご提言をいただきました広陵町教育振興基本計画等策定委員をはじめとする関係機関の方々に深く感謝申し上げます。

令和4年3月

広陵町教育委員会教育長

植村佳央

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 広陵町の教育を取り巻く現状	3
1 教育を取り巻く社会情勢	3
2 広陵町の教育を取り巻く状況	10
第3章 広陵町がめざす教育の姿	32
1 広陵町がめざす教育理念	32
2 教育振興の基本方針	32
3 教育振興の基本施策と具体的施策	33
4 施策の体系	34
第4章 今後取り組む施策	36
基本施策（1） 何事にもチャレンジし、輝く未来を切り拓く力をはぐくむ学校教育の充実	36
基本施策（2） 学びを支える場づくりと誰一人も取り残さない支え合いの場づくり	44
基本施策（3） 人生を豊かに生涯にわたって学び続ける環境づくり	47
基本施策（4） 社会の変化に対応し、地域とともにつながり支え合う環境づくり	51
第5章 計画の推進に向けて	53
1 推進体制の確立	53
2 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し	53
資料編	57
1 用語説明	57
2 計画策定の経過	60
3 広陵町教育振興基本計画等策定委員会設置条例	61
4 広陵町教育振興基本計画等策定委員	63

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成29年度に「広陵町教育大綱」を策定し、国の教育に関する基本的な方針を踏まえ、めざすこれからの教育の理念を示すとともに、これに基づく、教育、学術及び文化振興に関する総合的施策の取り組み方針を定め、教育を推進してきました。

この間、国では「第3期教育振興基本計画（平成30年度から令和4年度）」が策定され、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを中心に、今後の教育政策中心に据えて取り組む必要性が示されています。

また、奈良県では子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」をはぐくむ「本人のための教育」をめざし「第2期奈良県教育振興大綱（令和3年度から令和6年度）」が策定されました。

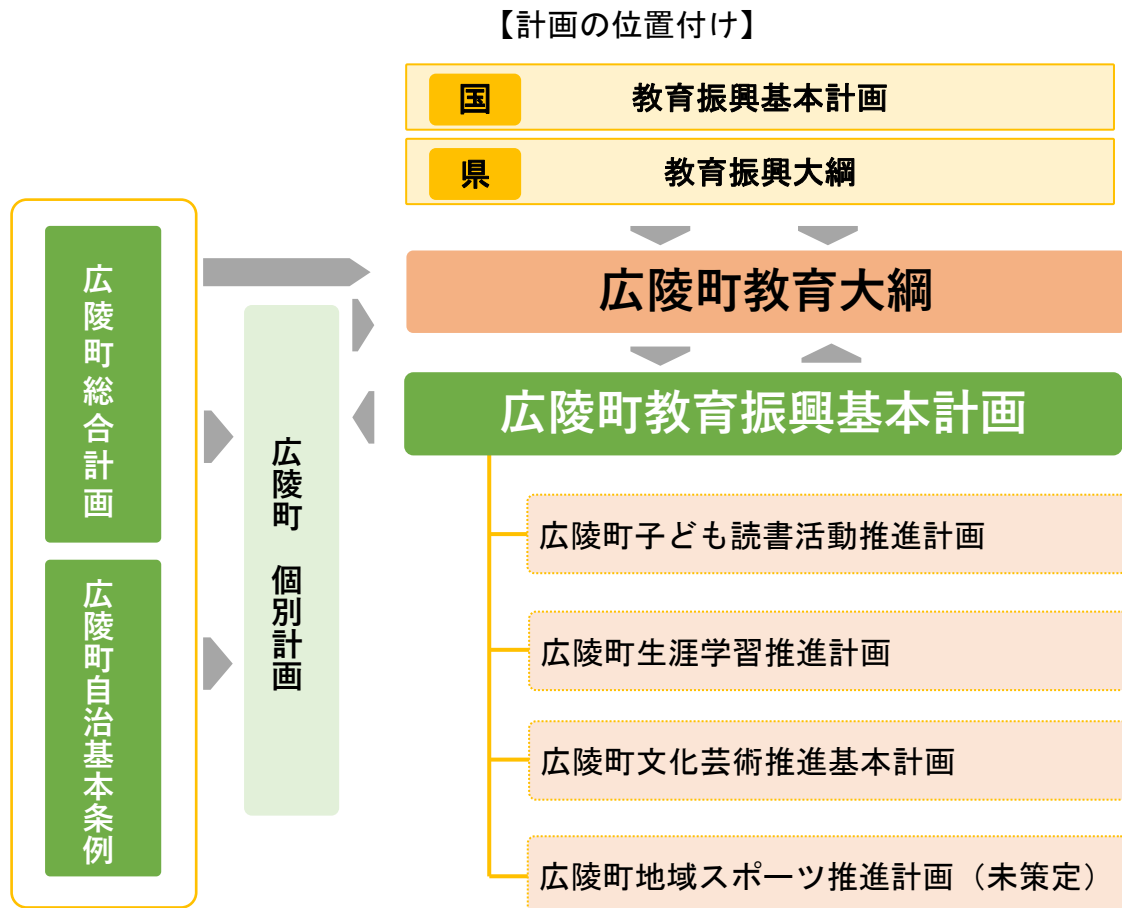
こうしたなか、国や県が示す教育方針をより実効性の高いものにするために、広陵町における教育の施策・事業を整理し、「広陵町教育大綱」の見直しとともに、掲げた教育理念である「輝く未来のために ともに学び つながり合う いい人づくり」の実現をめざし、今後の広陵町の教育の方向性や基本施策を形づくるための計画として、「広陵町教育振興基本計画」を策定することとしました。



2 計画の位置付け

本計画は、教育課題の解決を計画的・体系的に図るため、本町の教育がめざす方向や推進する施策を示したものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定しています。策定に当たっては、国、奈良県、その他の関連計画を踏まえ、本町の町政運営の基本的な指針である「広陵町総合計画」を始め、「広陵町自治基本条例」等や関連する計画等との整合を図っています。

また、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に位置付ける総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）については、本計画の基本理念及び基本目標として位置付け、両者を一体的に策定することで、教育施策のさらなる充実を図っています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行っていきます。

広陵町の教育を取り巻く現状

1 教育を取り巻く社会情勢

(1) 社会経済状況の変化

①人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20年をピークとして減少傾向にあり、令和12年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

本町の総人口は、平成23年から平成29年にかけて増加傾向にありましたが、その後横ばいで推移しているものの、高齢者人口は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。

②地域コミュニティの希薄化

地域のコミュニティについては、全国的な少子高齢化の進行に伴い、核家族世帯や単独世帯の増加により人々の付き合いが疎遠になるなど、弱体化が指摘されており、困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が危惧されています。

家庭教育は教育の出発点であることを踏まえ、学校、家庭、地域との関わりを強化し、子どもの社会性や自立心などの育ちについて社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

③子どもを取り巻く社会環境の変化

国際機関の調査では、日本の子どもの7人に1人が貧困の状態にあると指摘されており、先進国のなかでも高い貧困率になっています。また、令和2年度の全国のDV相談件数は約19万件で、令和元年度の1.6倍と過去最高の相談件数でした。子どもが見ている前において夫婦間で暴力を振るう面前DVや、児童虐待、いじめ、LGBTQを取り巻く環境など、子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

さらに、厚生労働省と文部科学省が連携して実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、中学2年生の17人に1人、高校生では24人に1人がヤングケアラーであると言われ、家庭での過度な負担により心身の健康状態や家庭学習の時間を確保することが困難な状況にある子どもが存在していることが分かってきました。

また、全国の小中学校などが令和2年度に認知したいじめの件数は約52万件で、前年度から15.6%減少しました。一方、不登校が理由で小中学校を30日以上休んだ人数は約20万人で、前年度から8.2%増え過去最多となっています。国では、新型コロナウイルス感染拡大による一斉休校で授業日数が減り、部活動が制限されるなど児童・生徒間のコミュニケーションが減少したことや生活リズムの乱れなどが影響したとみえています。

これらのことから、全ての子どもの健やかな成長を、社会全体で支えていく体制の構築が求められています。

④人生 100 年時代の到来

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、100歳前後まで生きることが可能となる時代が到来しています。

誰もが幸せにいつまでも生きがいをもって健康的な生活を送るためには、生涯学び続けられること、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場があることが重要であり、人生100年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。

⑤超スマート社会の到来

「超スマート社会（Society5.0）」の到来が予測されるなか、様々な分野で人工知能（AI）技術の活用が始まっています。

教育現場においても、先端技術の効果的な活用が求められ、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」は、こうした社会の変化を受けて小中高等学校などの教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといったICT機器を活用する取り組みです。

しかし、技術の革新によってあらゆるものがインターネットにつながり、情報やデータをリアルタイムで閲覧ができるようになり、スマートフォンに代表される情報通信機器は、暮らしを便利にする一方で、インターネットへの依存やSNSをきっかけとしたいじめなどのトラブルが生じ、情報化社会の進展に伴う新たな課題となっています。

このため、ICT機器等の情報活用能力の向上やICTを活用した学習活動の充実により、自分に必要な情報の選択と正しい情報を見極める能力の育成や、情報モラル教育の必要性が高まっています。

⑥グローバル化の進展とSDGs

経済活動が世界規模に広がり、私たちの生活は、海外の国や地域で起こる事象に、様々な形で影響を受けるようになっていきます。インターネットを通じた情報通信技術が広く普及しており、物理的な距離や時間的な隔たりを乗り越え、文化的な背景や言語の異なる人々とつながる機会が飛躍的に拡大しました。グローバル化が進展する中で、日本の文化や伝統に対する深い理解を持ち日本人としての自覚を持つとともに、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバルな人材の育成が重要です。

また、これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、SDGs（持続可能な開発目標）という考え方が重視されるようになっていきます。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを掲げています。

広陵町は、令和元年7月1日にSDGs未来都市に選定されたことを受け、SDGsの理念に基づき、持続可能なまちづくりをめざすための第一歩として、今後進める取り組みについてまとめた「広陵町SDGs未来都市計画（第一版）」を策定しました。

教育分野においても、この計画に基づき各事業をSDGsの理念と結び付け、SDGsを取り入れた取り組みを進めることが必要です。



⑦激甚化する大規模自然災害への対応

日本はもともと地震の多い国ですが、近年では、想定外の豪雨や台風なども発生し河川の決壊や地滑り等大きな被害が生じており、自然災害は激甚化の傾向にあります。

様々な自然災害において、災害からの復旧、復興に向けた取り組みの中で培われた、助け合いやボランティア精神など、人々や地域とのつながりの重要性が再認識されています。そのため、災害発生の状況や地域の実態を知り、災害発生時の対応等を学ぶ防災教育を推進することが重要です。

また、環境問題や防災についての正しい知識を身に付け、一人一人が自ら判断し、対応できる力をはぐくむことが必要です。

⑧新型コロナウイルス感染症等への対応

令和2年から新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るい、緊急事態宣言が発令される事態となりました。宣言期間の延長が幾度となく繰り返される中、感染症拡大防止のため、身体的、物理的距離の確保やテレワークの推進等の「新しい生活様式」が提唱され、社会のあらゆる分野で生活や活動の在り方の見直しが必要となりました。

感染症拡大防止対策として、就学前施設や小中学校等の臨時休業、社会教育施設の臨時休館措置など、教育を取り巻く環境も大きく影響を受けました。感染者やその家族などへの誹謗中傷等の人権の配慮や学校、家庭、地域が一体となった新型コロナウイルス感染症対策の強化が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症に限らず、今後様々な危機的状況が想定される中でも、持続的な学校教育や生涯学習・社会教育の学習機会の確保など、できる限り様々な教育活動が継続できるような取り組みが必要です。



（２）教育に関する政策の動向

＜学校教育＞

○第３期教育振興基本計画の策定

国は平成30年に、「第３期教育振興基本計画」を策定し、今後の教育政策に関する基本的な方針として、①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する、②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する、③生涯学び、活躍できる環境を整える、④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する、⑤教育政策推進のための基盤を整備することを示しています。

○いじめ防止対策推進法の策定

いじめ防止対策推進法は、「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」とされ、平成25年に法律が制定されました。

いじめ防止対策推進法では、いじめ防止などのための基本的な方針を定めており、学校はいじめの防止のための取り組みや早期発見、いじめ事案への対処のあり方、教育相談体制や生徒指導体制、校内研修、定期的または必要に応じたアンケートなどの取り組みを行っていくことなどが求められています。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定

国では、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的に平成25年に障害者差別解消法が制定され、令和3年5月には社会全体の更なる取り組み推進のため一部改正が行われています。

教育分野にあっては、教育基本法や障害者基本法にも、障がいの状況等に応じ可能な限りすべての子どもが平等な教育を受けられるよう必要な施策を講じることが示されており、教職員が研修等を通じて、障害者差別解消法の趣旨を理解するとともに、障がいに関する理解を深めることが重要とされています。

○発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行

発達障害者支援法については、乳幼児健診や就学時健診における発達障がいの早期発見、特別支援教育体制の推進などのほか、平成28年の改正により乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、教育・福祉・医療・労働などが緊密に連携、発達障がいの子どもがほかの子どもと一緒に教育を受けられるよう、学校側が計画を作成することなどが重要として示されました。

○児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行

児童虐待防止対策の強化を図るため児童福祉法等の一部が令和2年に改正されました。児童の親（親権者等）は、児童への「しつけ」に体罰を加えてはならないことが法定化され、児童相談所（児相）の体制強化や、虐待をした親に再発防止プログラムを実施する努力義務なども盛り込まれました。

○新学習指導要領、幼稚園教育要領の全面改訂及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂実施

小中学校の学習指導要領が全面改訂され、平成30年度からの移行期間を経て、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面实施となりました。

新しい学習指導要領では、「何をどのように学ぶか」という視点で「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざすとともに、「カリキュラム・マネジメントの確立」を重視し、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「生きる力」として「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよくはぐくんでいくことをめざすことが示されました。

また、平成29年の幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂では、「幼児期に育みたい資質・能力」と、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、スムーズな幼小接続の必要性がより明確化されました。

○学校における働き方改革に関する緊急対策の策定

国では、平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が示されました。

【視点】

- ① 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- ② 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ③ 学校の組織運営体制のあり方

- ④ 教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度改革
- ⑤ 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

<社会教育>

○文化財保護法の改正

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体で、その継承に取り組み、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の強化を図ることを目的として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）が平成30年6月に改正されました。

○第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

平成13年に、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。

この「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年度から令和4年度）が策定され、推進のための主な方策として、①読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取り組みを推進、②友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組みを充実、③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析が示されています。

○第2期スポーツ基本計画の策定

国は、平成29年度から5年間の「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。この第2期スポーツ基本計画では、①スポーツで「人生」が変わる！、②スポーツで「社会」を変える！、③スポーツで「世界」とつながる！、④スポーツで「未来」を創るを4つの基本方針として、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創ることを目的に「一億総スポーツ社会」の実現に取り組んでいます。



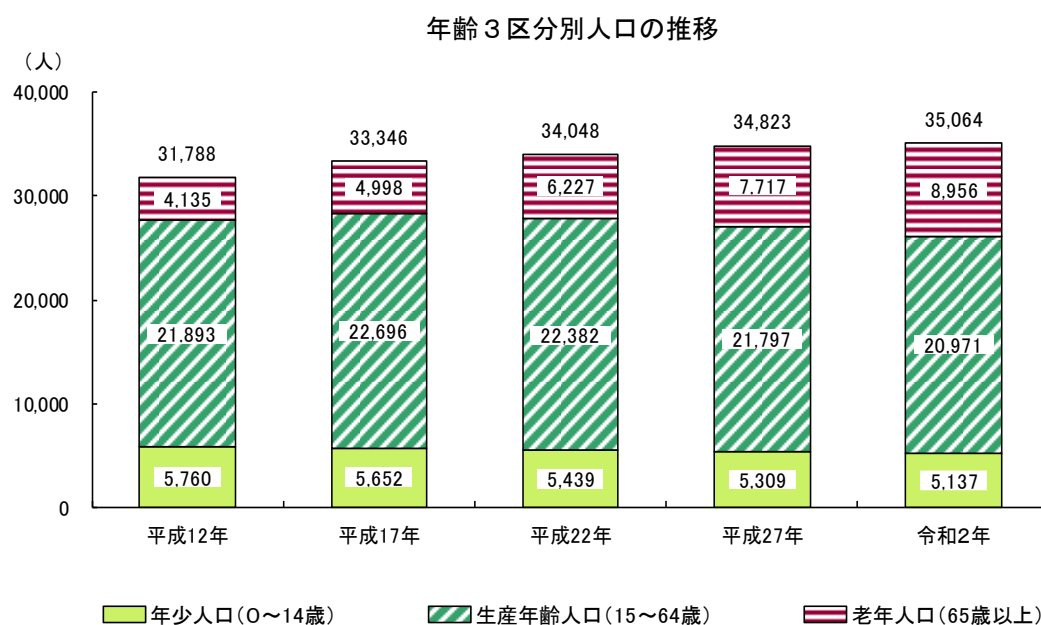
2 広陵町の教育を取り巻く状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口

本町の総人口は、平成12年以降増加傾向にあり、令和2年で35,064人となっています。

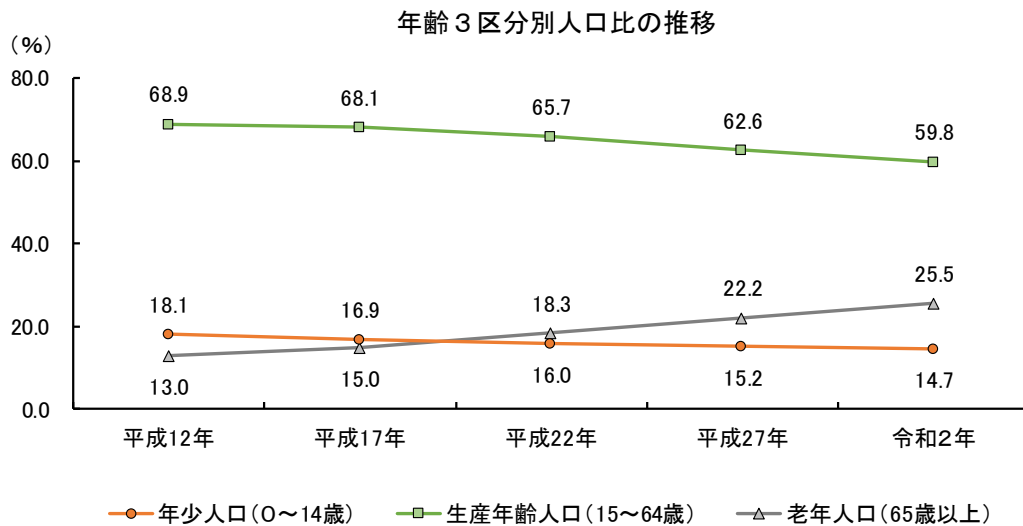
年齢3区分別にみると、年少人口（0歳から14歳）は平成12年以降、生産年齢人口（15歳から64歳）は平成17年以降、減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は平成12年以降、増加傾向にあります。



資料：第2次広陵町人口ビジョン（住民基本台帳（各年1月31日現在））

② 年齢3区分別人口比

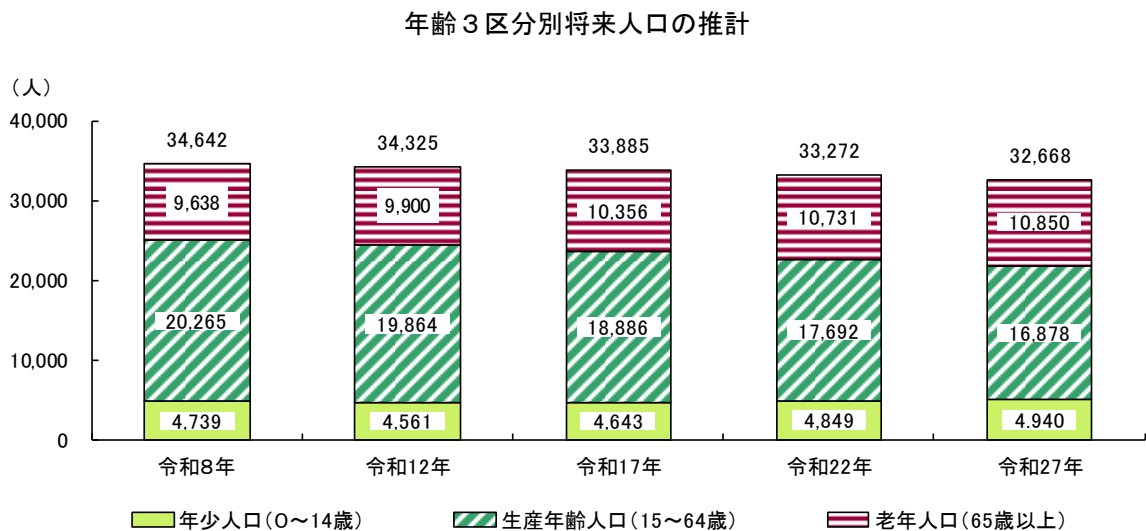
年齢3区分別人口比の推移をみると、年少人口（0歳から14歳）、生産年齢人口（15歳から64歳）の比率は減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、令和2年で25.5%となっています。



資料：第2次広陵町人口ビジョン（住民基本台帳（各年1月31日現在））

③ 年齢3区分別将来人口の推計

年齢3区分別将来人口の推計をみると、総人口は減少傾向にあり、令和27年で32,668人になる見込みとなっています。



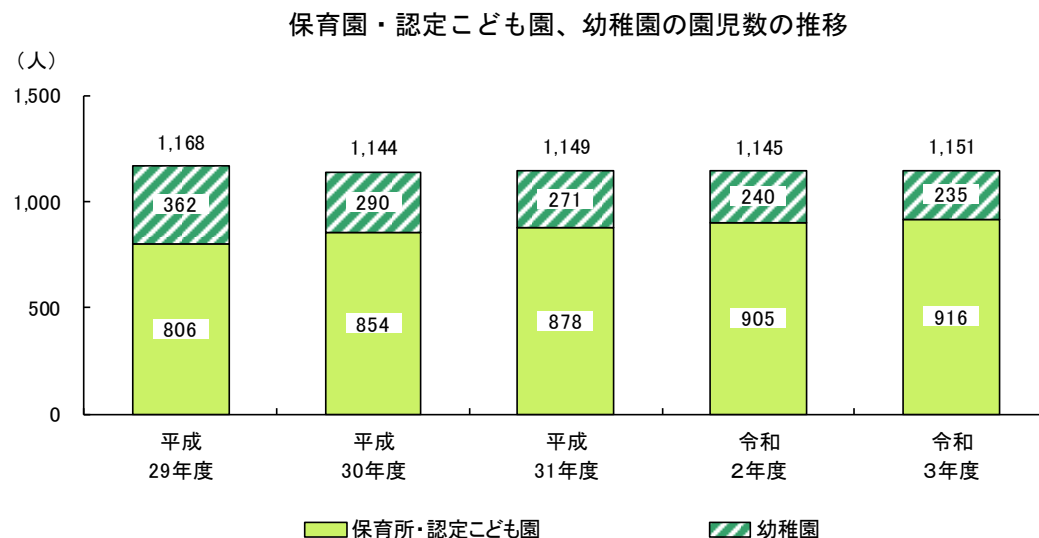
資料：第2次広陵町人口ビジョン

(2) 子どもの状況

① 保育園・認定こども園、幼稚園の園児数

保育園・認定こども園、幼稚園の園児数の推移をみると、ほぼ横ばいを推移しており、令和3年度で1,151人となっています。

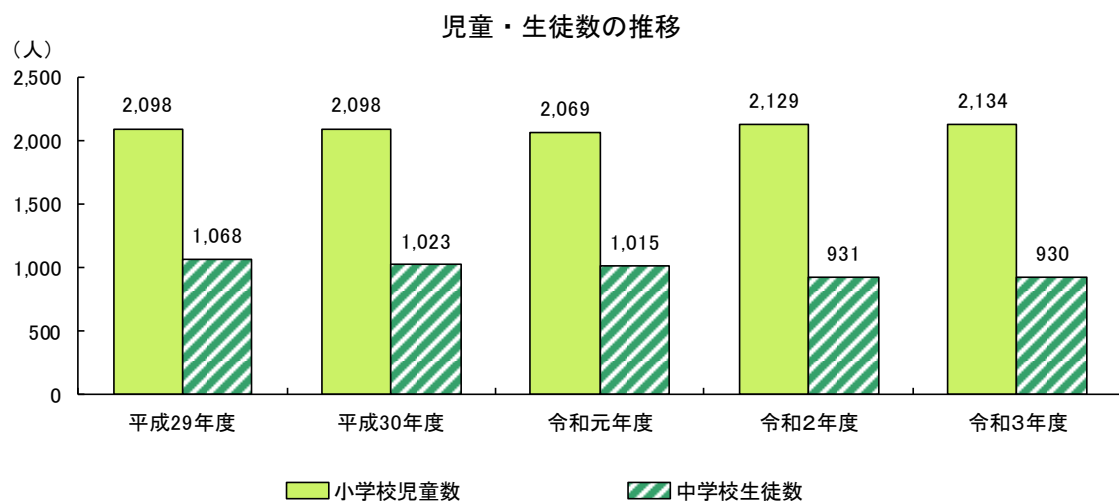
また、保育園・認定こども園の園児数をみると、平成29年度から増加しており、令和3年度では平成29年度から110人増加しています。



資料：庁内資料
 保育園・認定こども園は各年4月1日現在
 幼稚園は各年5月1日現在

② 児童・生徒数

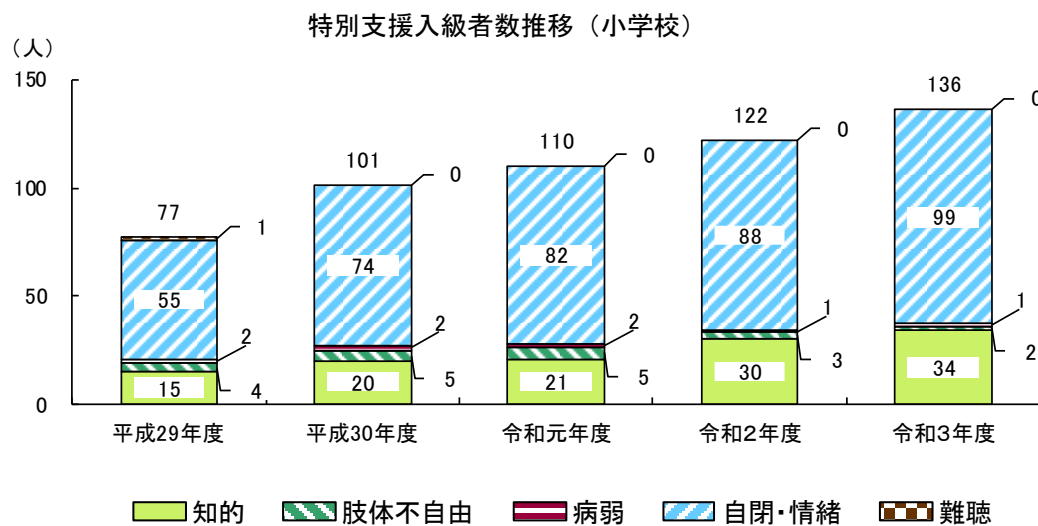
本町の児童・生徒数の推移をみると、小学校児童数は令和元年度以降は微増であり、令和3年度で2,134人となっています。一方、中学校生徒数は平成29年以降は減少傾向にあり、令和3年で930人となっています。



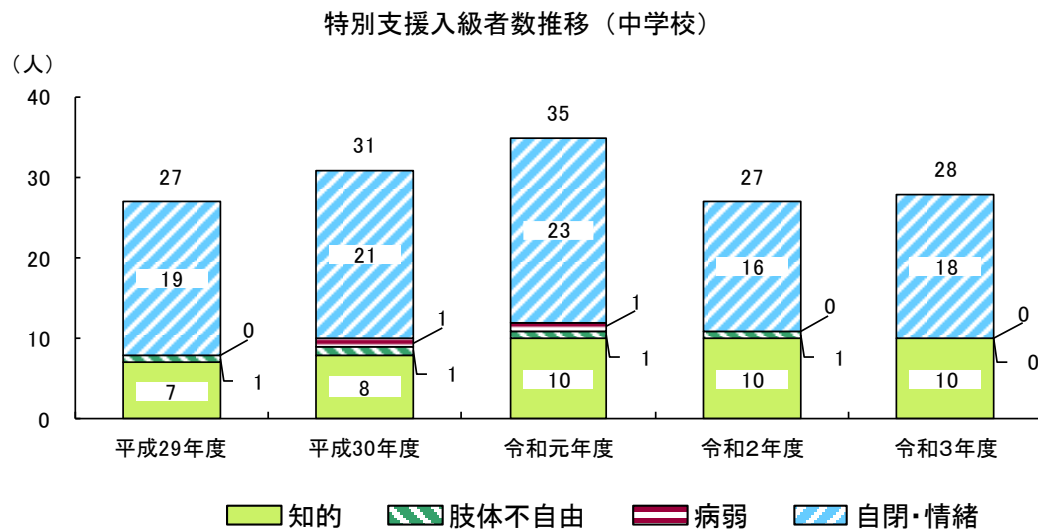
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

③ 特別支援入級者数

本町の特別支援入級者数の推移をみると、小学校で年々増加しており、令和3年度では136人と、平成29年度から59人増加しており、特に知的と自閉・情緒の人数が増加しています。



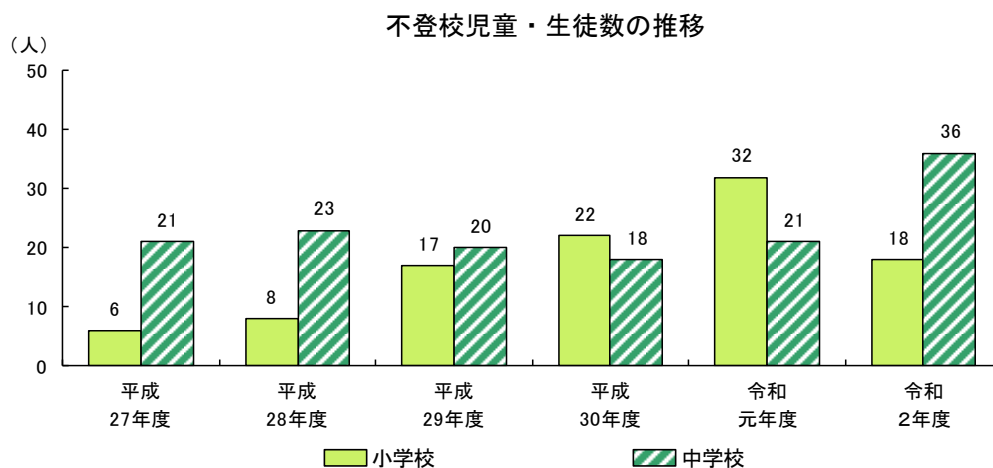
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

④ 不登校児童・生徒数

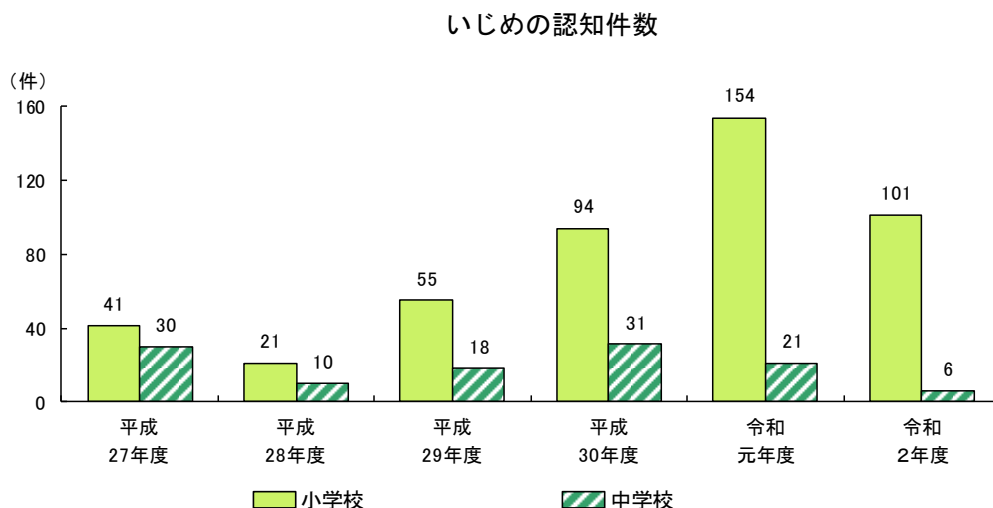
本町の不登校児童・生徒数の推移をみると、小学校では平成27年度から令和元年度にかけて増加傾向にありましたが、その後減少し、令和2年度で18人となっています。一方、中学校では平成30年度以降増加傾向にあり、令和2年度で36人となっています。



資料：児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

⑤ いじめの認知件数

本町のいじめの認知件数の推移をみると、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）されたことで、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとするされました。そのことから小学校では平成29年度以降、増加傾向にあり、令和元年度で154件となりましたが、その後減少し、令和2年度で101件となっています。一方、中学校は増減を繰り返しており、令和2年度で6件となっています。



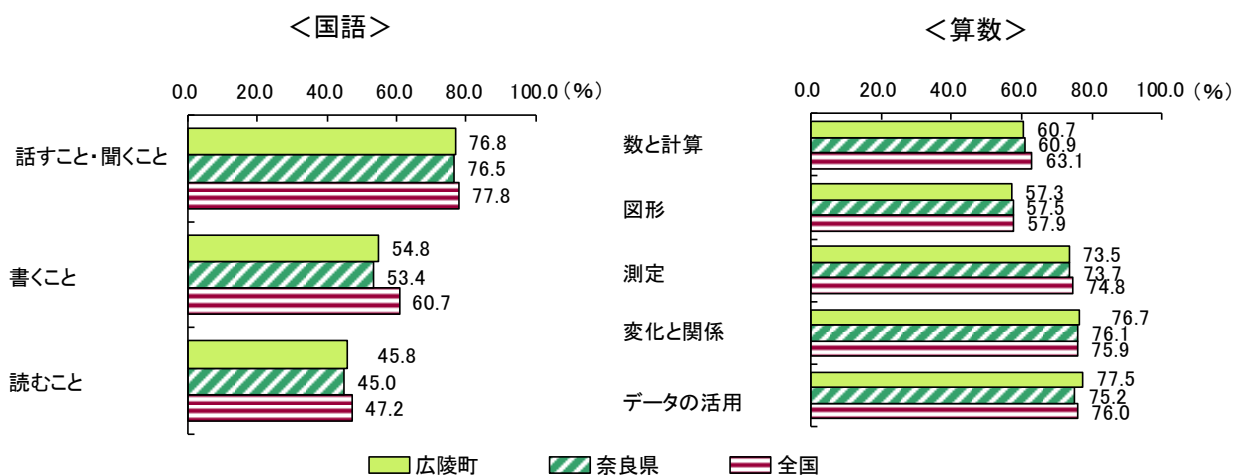
資料：児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(3) 全国学力・学習状況調査の結果

① 小学6年生の平均正答率

本町の国語は、県平均とほぼ同等となっていますが、全国平均と比較すると下回っています。一方、算数は「変化と関係」、「データの活用」については、県平均、全国平均よりも高い正答率となっています。

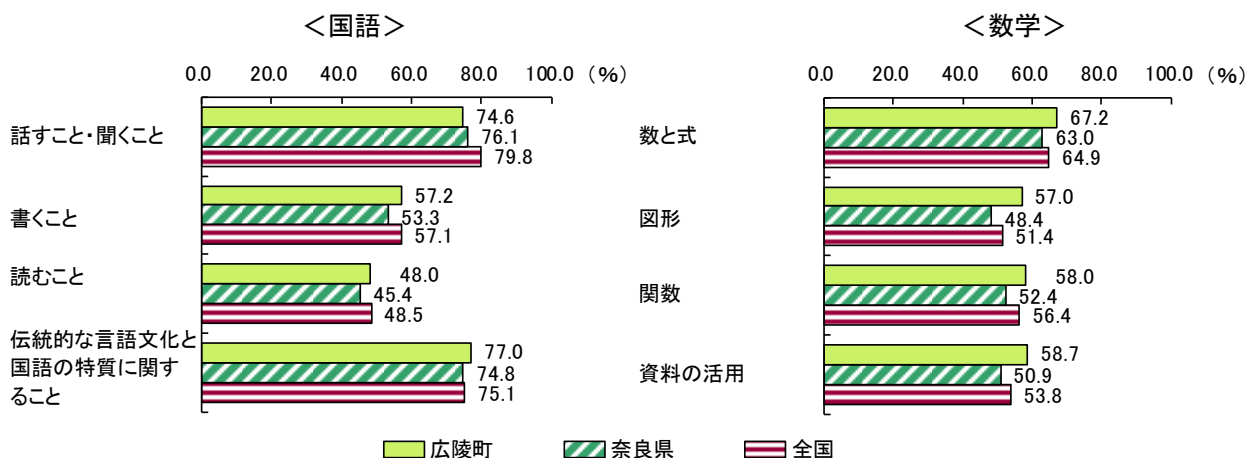
小学6年生の平均正答率



② 中学3年生の平均正答率

本町の国語は、「書く能力」「言語についての知識・理解・技能」については、県平均、全国平均よりも高い正答率となっています。また数学についても、全ての項目において県平均、全国平均よりも高い正答率となっています。

中学3年生の平均正答率

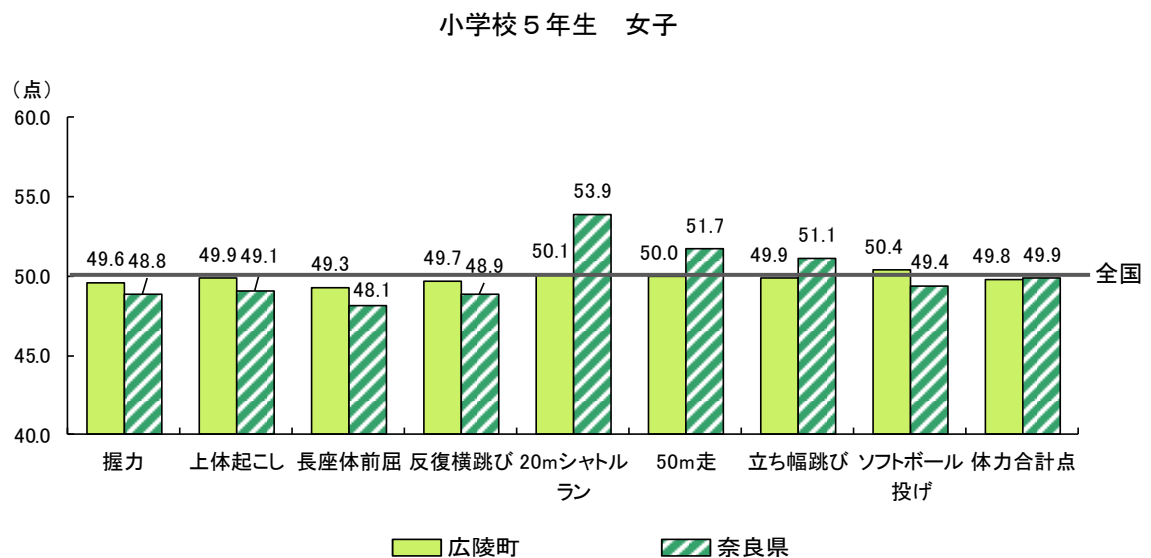
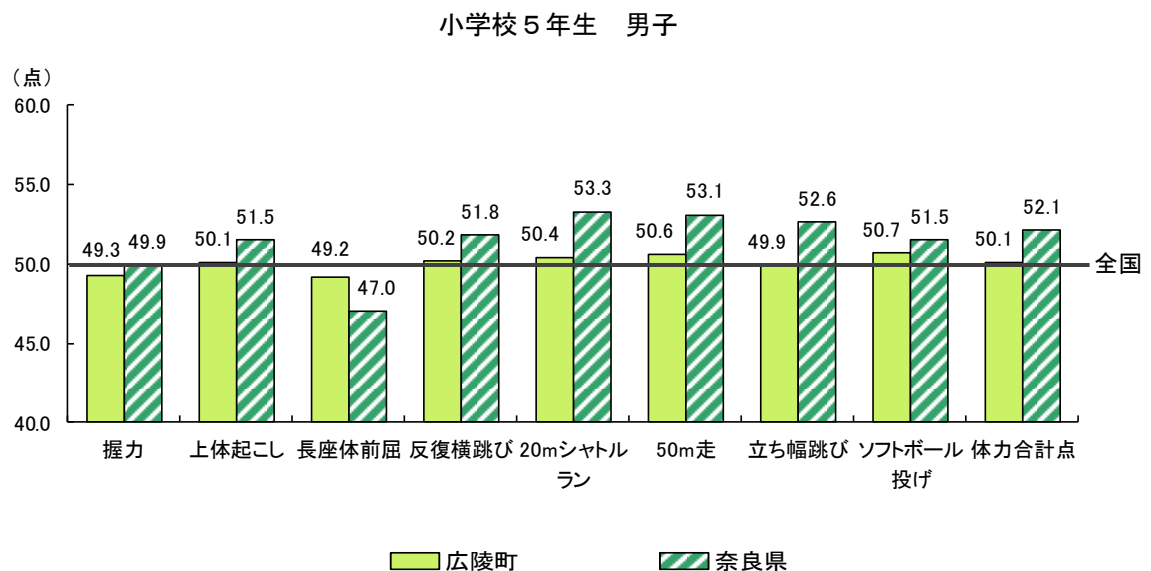


(4) 全国体力・運動能力調査の結果

① 小学生実技調査T得点 (平均が50、標準偏差が10の正規分布に近似するように変換した値のこと)

本町の小学生5年生の実技調査T得点をみると、男子では体力合計点が全国に比べ上回っているものの、奈良県に比べると下回っています。

また、女子では全国、奈良県に比べ、下回っています。



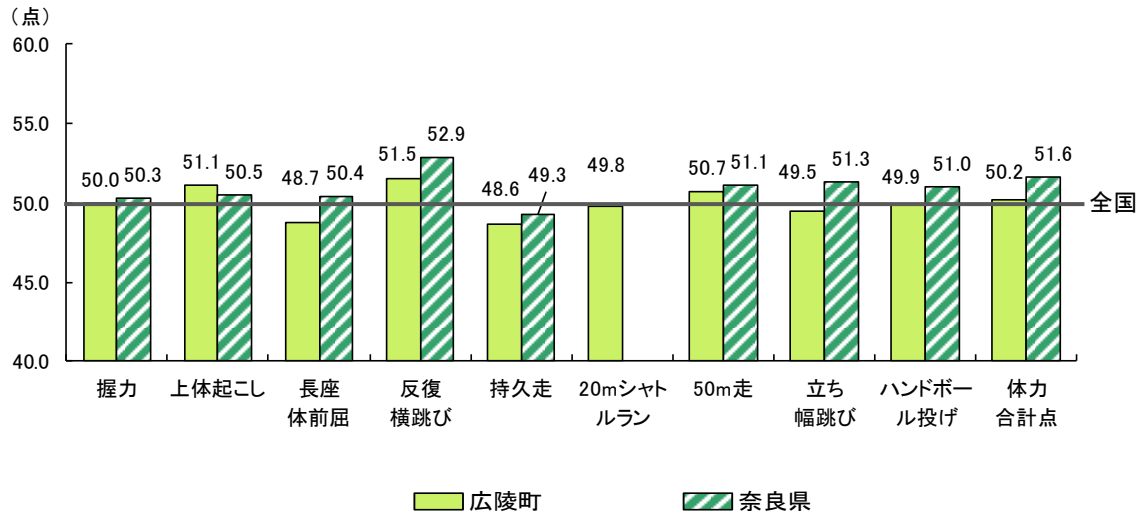
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和元年度）

② 中学生実技調査Ｔ得点（平均が50、標準偏差が10の正規分布に近似するように変換した値のこと）

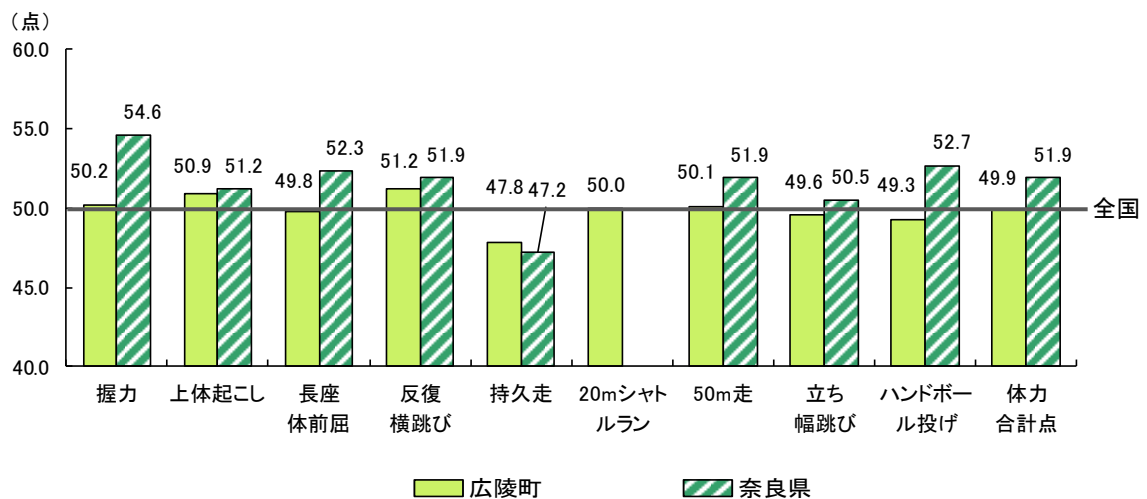
本町の中学校2年生の実技調査Ｔ得点をみると、男子では体力合計点が全国に比べ上回っているものの、奈良県に比べると下回っています。

また、女子では全国、奈良県に比べ、下回っています。

中学校2年生 男子



中学校2年生 女子

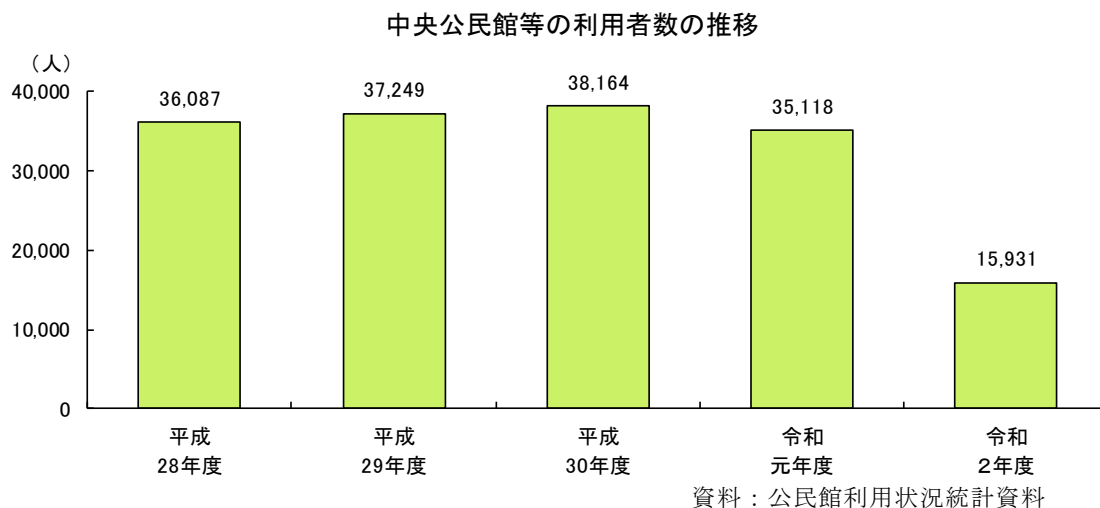


資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和元年度）

(5) 町内施設の利用の状況

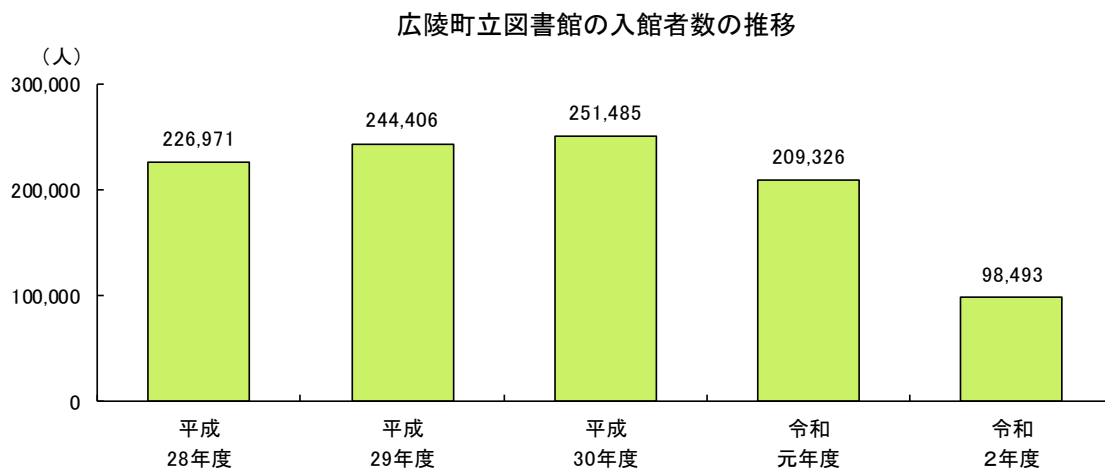
① 中央公民館等の利用者数

中央公民館等の利用者数は、平成30年度までは増加していましたが、令和元年度から減少に転じました。令和2年3月からは、新型コロナウイルス感染症の影響で公共施設の閉館や利用について一定の制限をしていました。その後は制限について段階的に解除したものの、利用時間や利用人数などの制限撤廃には至らず、利用者数が大きく減少しました。



② 町立図書館の入館者数

町立図書館の入館者数は、平成30年度までは増加していましたが、令和元年度から減少に転じました。令和2年3月からは、新型コロナウイルス感染症の影響で公共施設の閉館や利用について一定の制限をしていました。その後は制限について段階的に解除したものの、利用時間や入館者数などの制限撤廃には至らず、中央公民館等の利用者数と同様、入館者数が大きく減少しました。



(6) アンケート調査の結果等に見る本町の状況

① アンケート調査の概要

○ 目的

本調査は、本町における教育に関する意見や課題、ニーズを把握し、「広陵町教育大綱」の見直し及び「広陵町教育振興基本計画」を策定していくうえでの基礎資料とすることを目的として実施しました。

○ 調査対象者

- 1) 町内小学校5年生：337人
- 2) 町内中学校2年生：277人
- 3) 町内小学校5年生・中学校2年生の保護者：614人
- 4) 町内の幼稚園・認定こども園の5歳児クラスの保護者：140人
- 5) 町内小学校・中学校の教職員：211人

○ 調査実施期間

期 間：令和3年10月20日から令和3年10月28日まで

○ 配布・回収方法

学校・園を通じて配布・回収

○ 回収状況

調査対象者	配布数	回収数	回収率(%)
1) 町内小学校5年生	337	334	99.1
2) 町内中学校2年生	277	265	95.7
3) 町内小学校5年生・中学校2年生の保護者	614	544	88.6
4) 町内の幼稚・認定こども園の5歳児クラスの保護者	140	106	75.7
5) 町内小学校・中学校の教職員	211	211	100



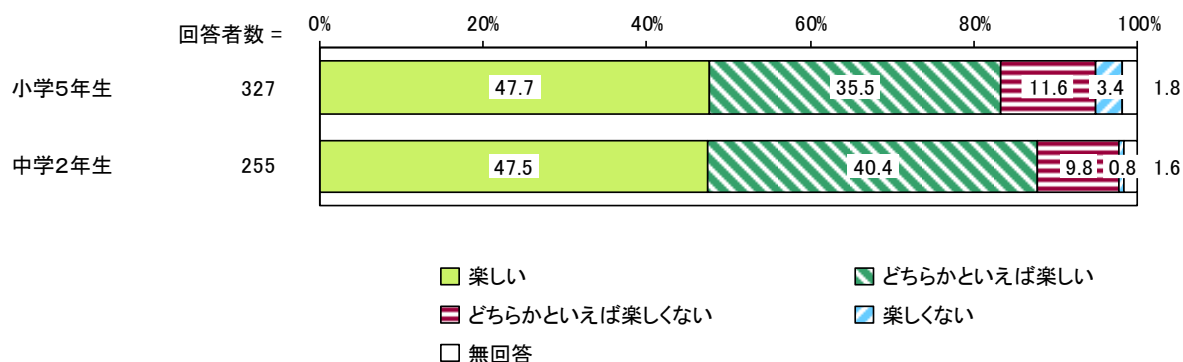
② 主なアンケート調査結果について

【小学校5年生・中学校2年生】

○あなたは、学校に通うのが楽しいですか。

「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」を合わせた割合は、小学校5年生で83.2%、中学校2年生で87.9%となっています。

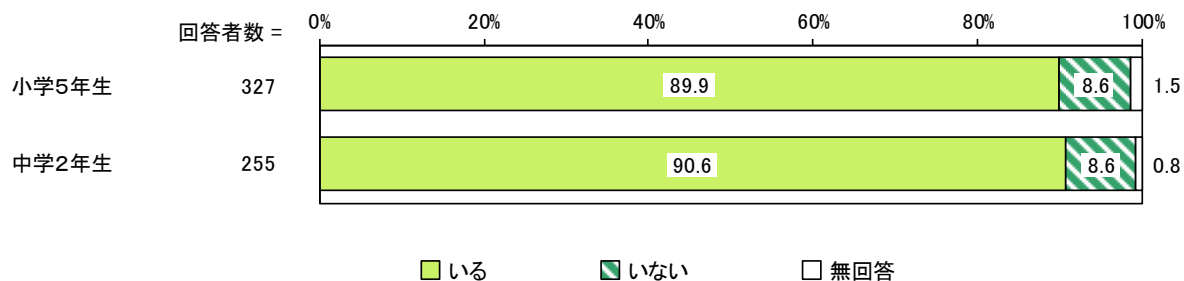
一方で、「どちらかといえば楽しくない」と「楽しくない」を合わせた割合は、小学校5年生で15.0%、中学校2年生で10.6%となっています。



○あなたの考えや気持ちを理解してくれる友だちはいますか。

「いる」の割合は、小学校5年生で89.9%、中学校2年生で90.6%となっています。

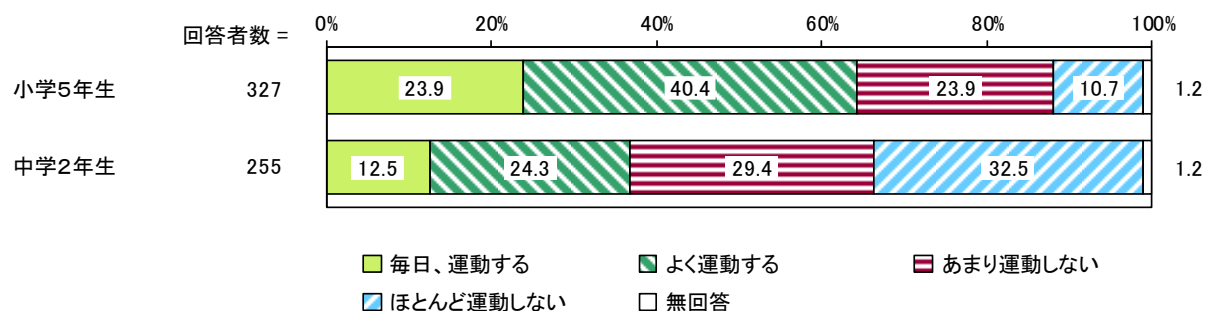
一方で、「いない」の割合は、小学校5年生、中学校2年生ともに8.6%となっています。



○あなたは、学校の授業や部活動以外で運動（スポーツ）をしていますか。

「毎日、運動をする」と「よく運動する」を合わせた割合は、小学校5年生で64.3%、中学校2年生については、部活動を除いているため、36.8%となっています。

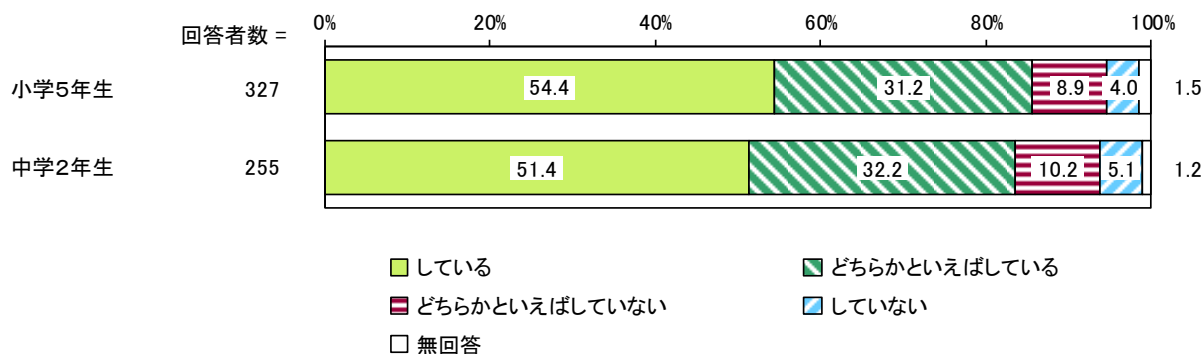
一方で、「あまり運動しない」と「ほとんど運動しない」を合わせた割合は、小学校5年生で34.6%、中学校2年生の部活動以外の運動では、61.9%となっています。



○あなたは、近所の人など知っている人に会ったときは、あいさつをしていますか。

「している」と「どちらかといえばしている」を合わせた割合は、小学校5年生で85.6%、中学校2年生で83.6%となっています。

一方で、「どちらかといえばしていない」と「していない」を合わせた割合は、小学校5年生で12.9%、中学校2年生で15.3%となっています。

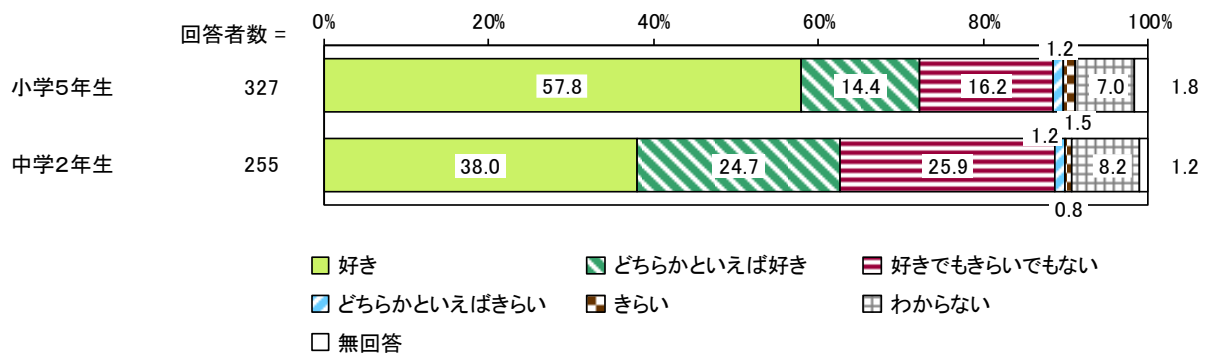


○あなたは、広陵町が好きですか。

「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた割合は、小学校5年生で72.2%、中学校2年生で62.7%となっています。

また、「好きでもきらいでもない」の割合は、小学校5年生で16.2%、中学校2年生で25.9%となっています。

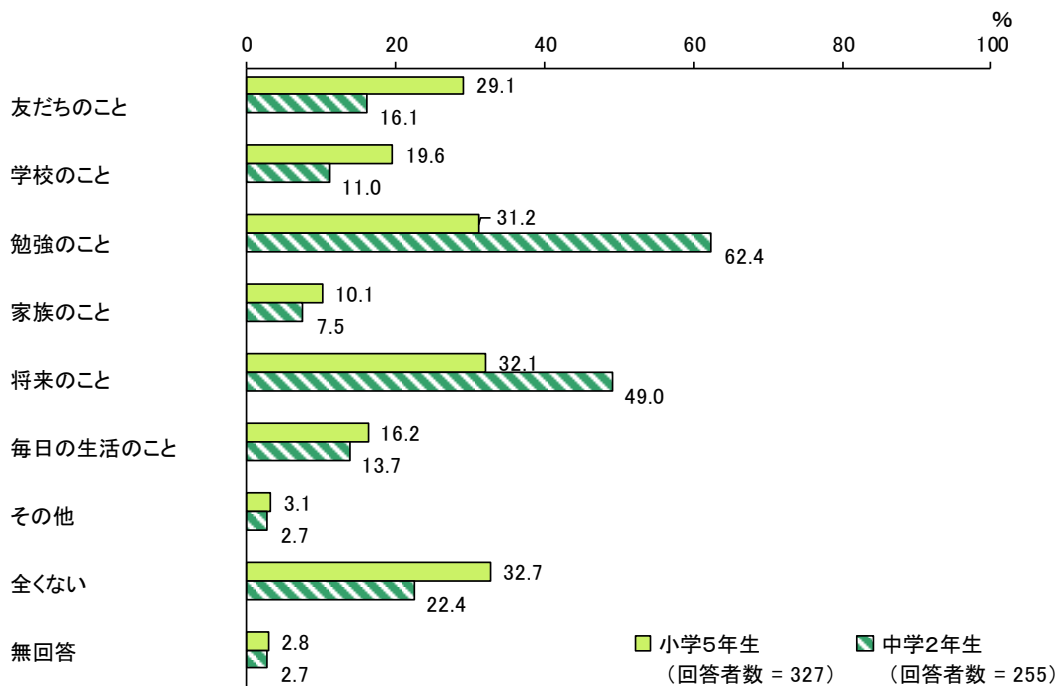
一方で、「どちらかといえばきらい」と「きらい」を合わせた割合は、小学校5年生で2.7%、中学校2年生で2.0%となっています。



○あなたが、悩んでいることや、気がかりなことは何ですか。（複数回答）

小学校5年生で「将来のこと」の割合が32.1%、次いで「勉強のこと」の割合が31.2%、「友だちのこと」の割合が29.1%となっています。

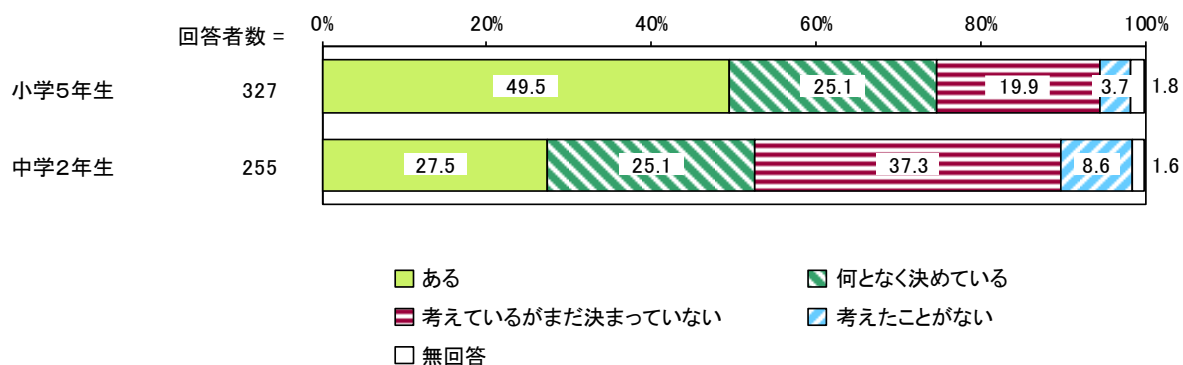
中学校2年生で「勉強のこと」の割合が62.4%、次いで「将来のこと」の割合が49.0%、「友だちのこと」の割合が16.1%となっています。



○あなたには、将来の夢や目標（なりたい職業や、やりたいこと）がありますか。

「ある」と「何となく決めている」を合わせた割合は、小学校5年生で74.6%、中学校2年生で52.6%となっています。

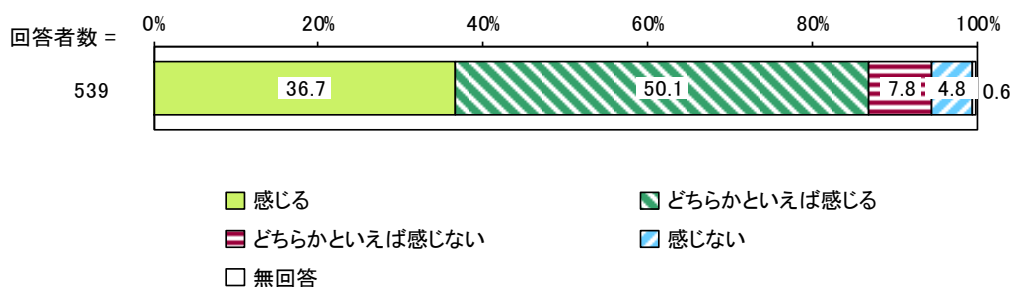
一方で、「考えているがまだ決まっていない」と「考えたことがない」を合わせた割合は、小学校5年生で23.6%、中学校2年生で45.9%となっています。



【小学校5年生・中学校2年生の保護者】

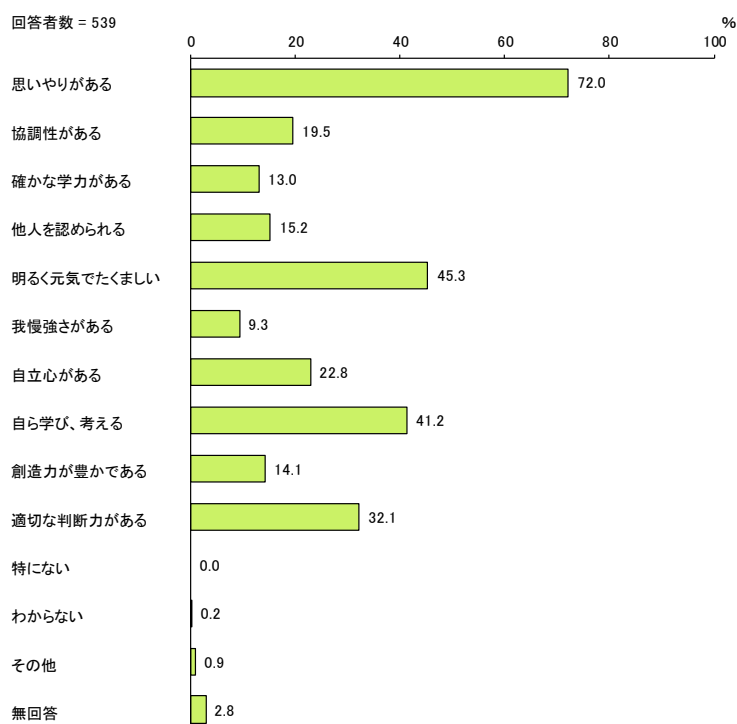
○あなたは広陵町に親しみ、愛着を感じますか。

「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた割合は、86.8%、「どちらかといえば感じない」と「感じない」を合わせた割合は12.6%となっています。



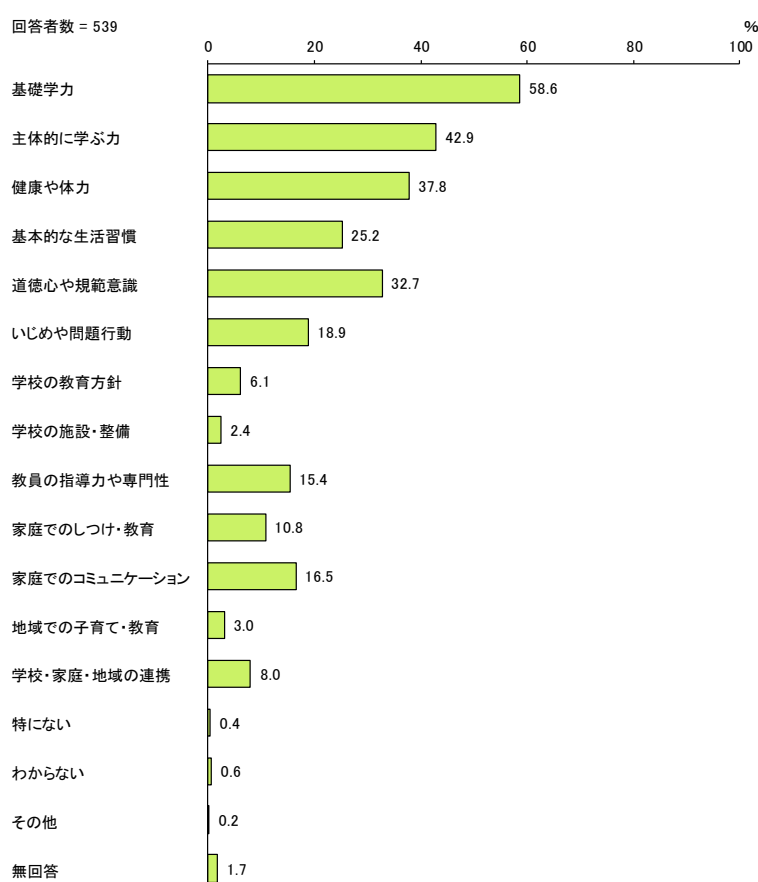
○あなたは、お子様にどのような子に育ってほしいと思いますか。（複数回答）

「思いやりがある」の割合が72.0%と最も高く、次いで「明るく元気でたくましい」の割合が45.3%、「自ら学び、考える」の割合が41.2%となっています。



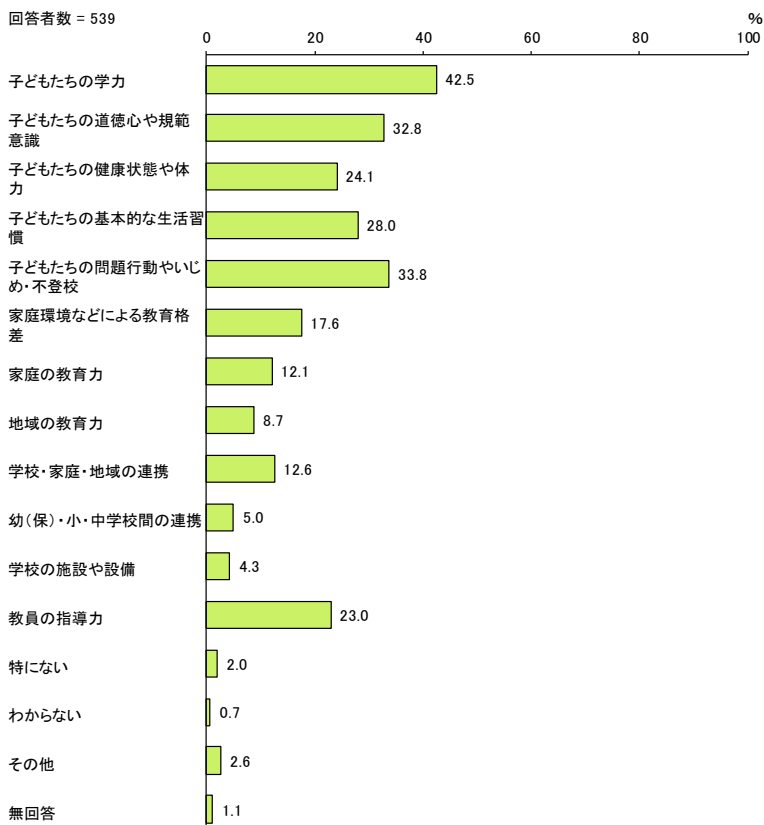
○子どもの教育について、関心のあることは何ですか。（複数回答）

「基礎学力」の割合が58.6%と最も高く、次いで「主体的に学ぶ力」の割合が42.9%、「健康や体力」の割合が37.8%となっています。



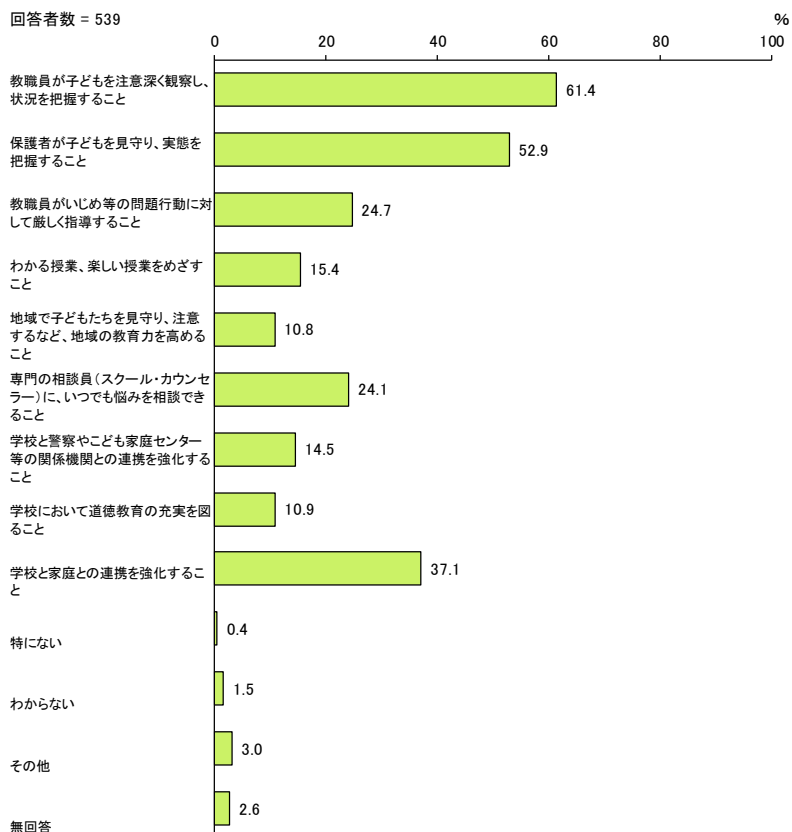
○あなたが子どもたちや教育について課題と感じていることは何ですか。(複数回答)

「子どもたちの学力」の割合が42.5%と最も高く、次いで「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」の割合が33.8%、「子どもたちの道徳心や規範意識」の割合が32.8%となっています。



○あなたは、いじめや不登校などを防ぐためにはどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

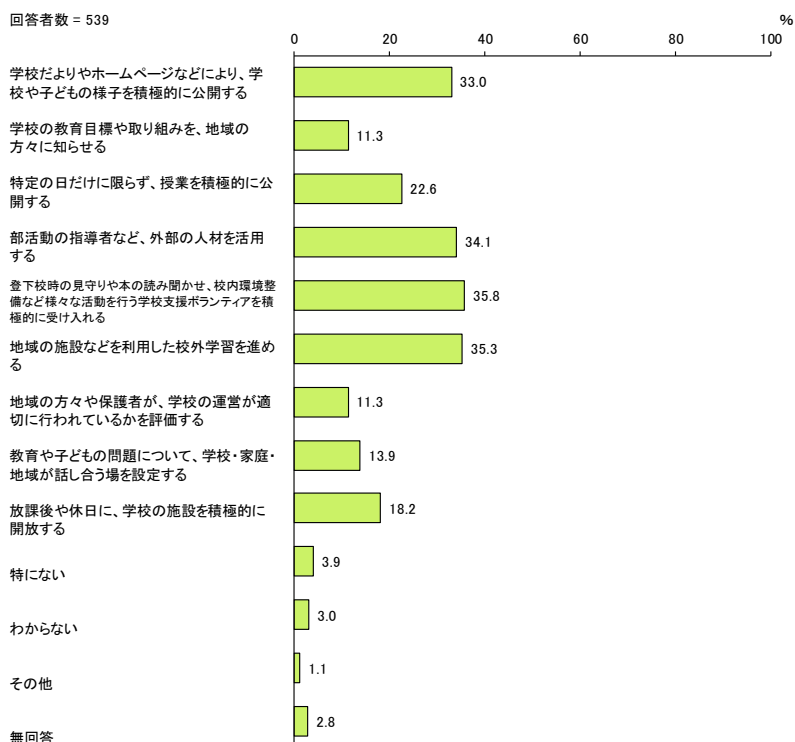
「教職員が子どもを注意深く観察し、状況を把握すること」の割合が61.4%と最も高く、次いで「保護者が子どもを見守り、実態を把握すること」の割合が52.9%、「学校と家庭との連携を強化すること」の割合が37.1%となっています。



○地域に開かれた学校にするために、あなたは何が大切だと思いますか。(複数回答)

「登下校時の見守りや本の読み聞かせ、校内環境整備など様々な活動を行う学校支援ボランティアを積極的に受け入れる」の割合が35.8%と最も高く、次いで「地域の施設などを利用した校外学習を進める」の割合が35.3%、「部活動の指導者など、外部の人材を活用する」の割合が34.1%となっています。

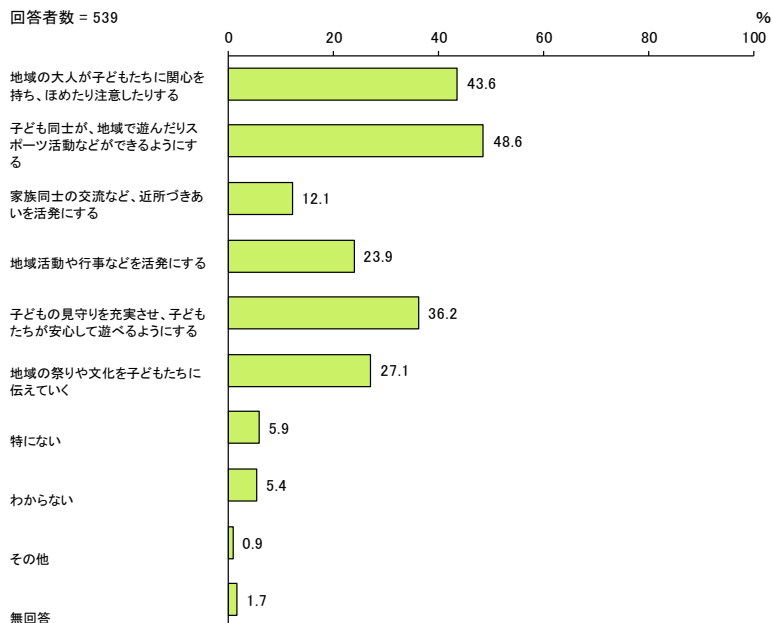
回答者数 = 539



○あなたは、「地域の教育力」を高めるためにどのような取り組みが必要だと思いますか。(複数回答)

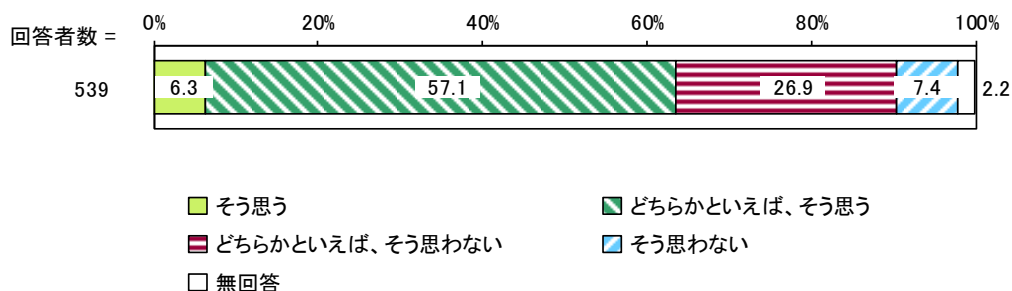
「子ども同士が、地域で遊んだりスポーツ活動などができるようにする」の割合が48.6%と最も高く、次いで「地域の大人が子どもたちに関心を持ち、ほめたり注意したりする」の割合が43.6%、「子どもの見守りを充実させ、子どもたちが安心して遊べるようにする」の割合が36.2%となっています。

回答者数 = 539



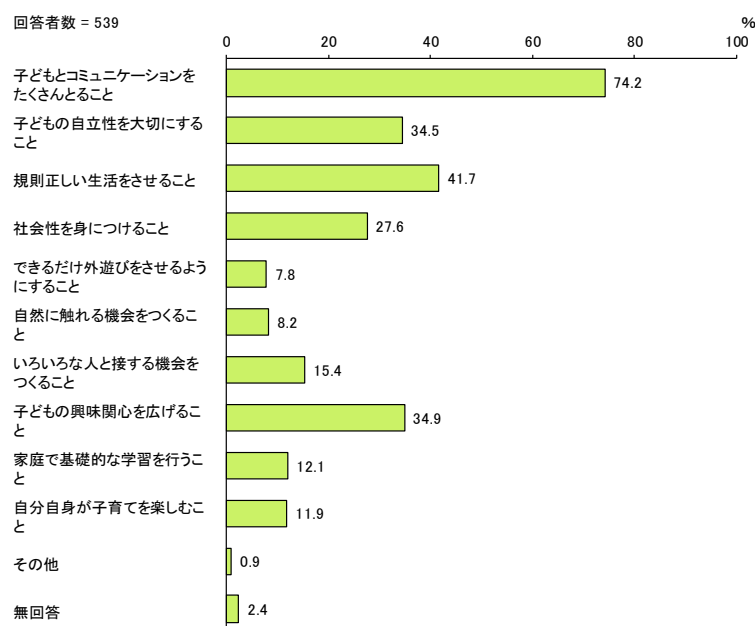
○地域には、ボランティアで学校を支援するなど、子どもたちの教育に関わってくれる人が多いと思いますか。

「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合は、63.4%、「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合は34.3%となっています



○あなたが子育てで大切にしていることはどんなことですか。(複数回答)

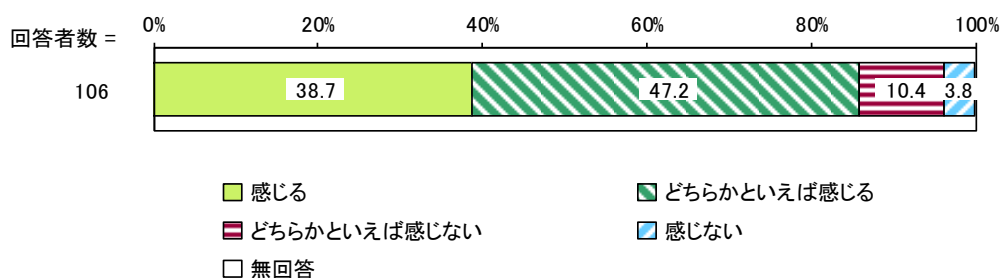
「子どもとコミュニケーションをたくさんとること」の割合が74.2%と最も高く、次いで「規則正しい生活をさせること」の割合が41.7%、「子どもの興味関心を広げること」の割合が34.9%となっています。



【幼稚園・認定こども園に通園している保護者】

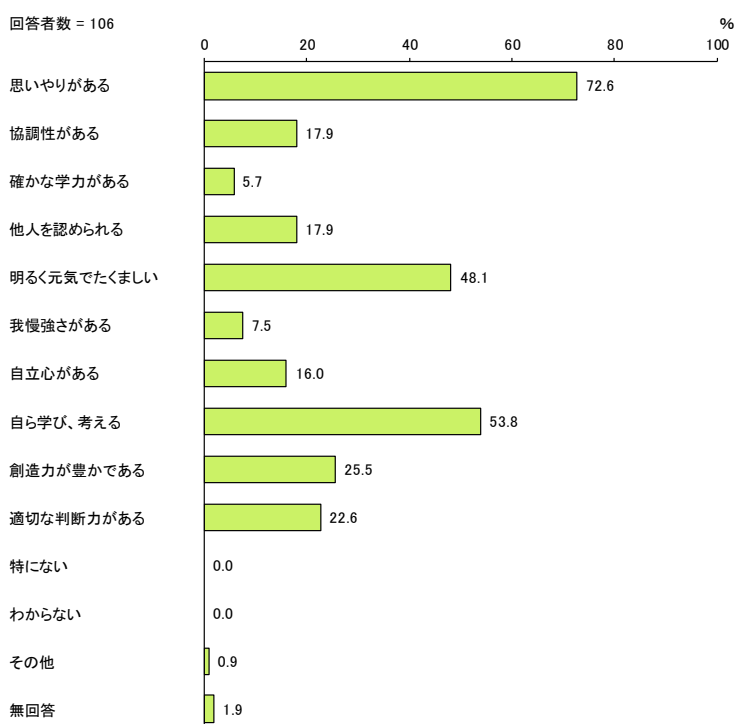
○あなたは広陵町に親しみ、愛着を感じますか。

「感じる」と「どちらかといえば、感じる」を合わせた割合は、85.9%、「どちらかといえば、感じない」と「感じない」を合わせた割合は、14.2%となっています。



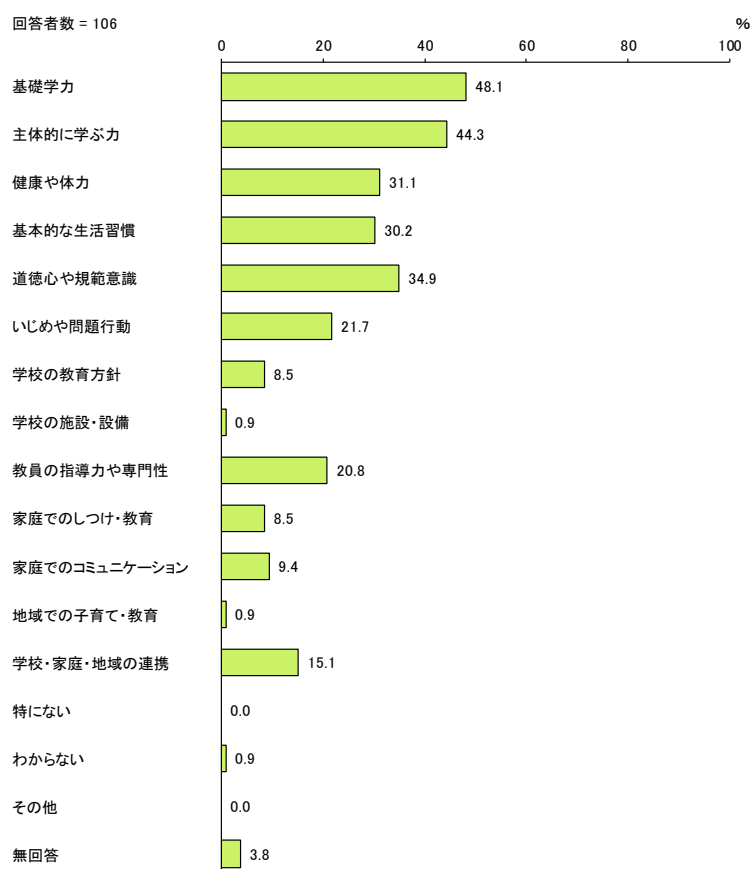
○あなたは、お子様にどのような子に育ってほしいと思いますか。(複数回答)

「思いやりがある」の割合が72.6%と高く、次いで「自ら学び、考える」の割合が53.8%、「明るく元気でたくましい」の割合が48.1%となっています。



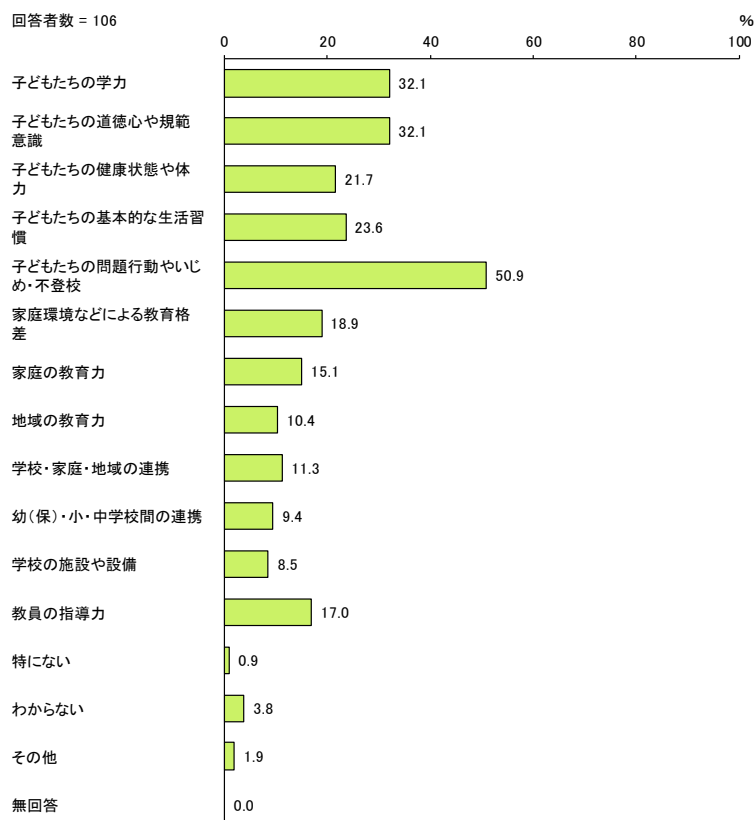
○子どもの教育について、関心のあることは何ですか。(複数回答)

「基礎学力」の割合が48.1%と最も高く、次いで「主体的に学ぶ力」の割合が44.3%、「道徳心や規範意識」の割合が34.9%となっています。



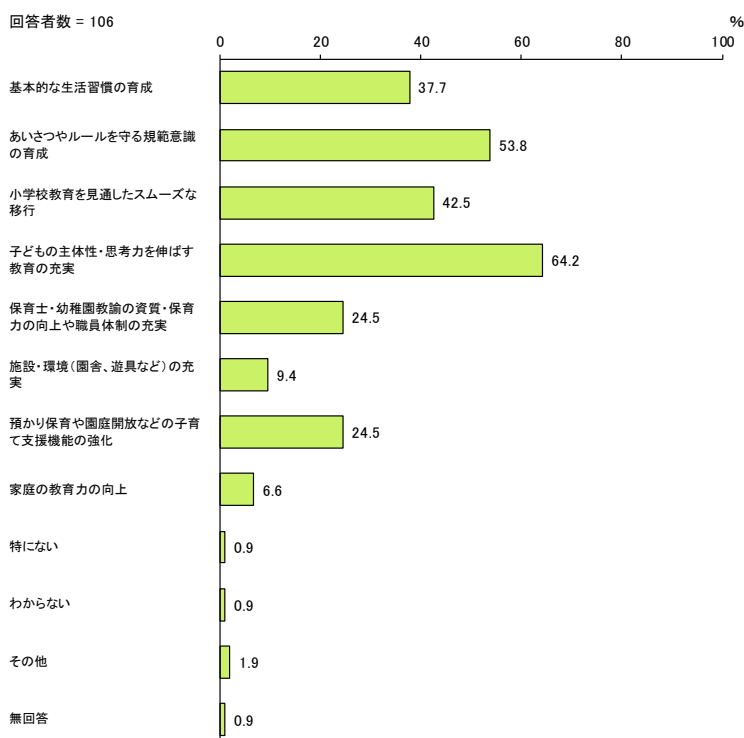
○あなたが子どもたちや教育について課題と感じていることは何ですか。(複数回答)

「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」の割合が50.9%と最も高く、次いで「子どもたちの学力」、「子どもたちの道徳心や規範意識」の割合が32.1%となっています。



○あなたは、広陵町の就学前教育（幼稚園・保育園・こども園）の充実のためにどのような取り組みが必要だと思いますか。(複数回答)

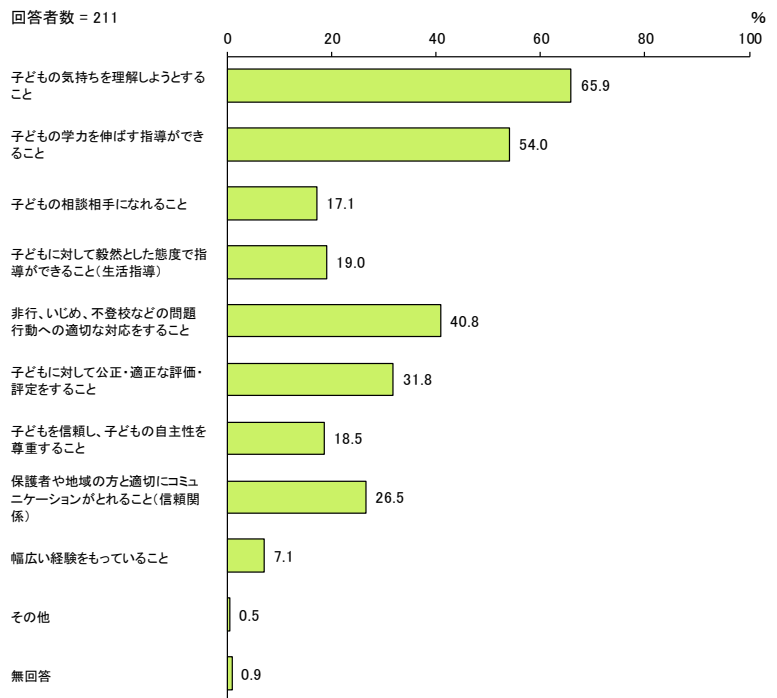
「子どもたちの主体性・思考力を伸ばす教育の充実」の割合が64.2%と最も高く、次いで「あいさつやルールを守る規範意識」の割合が53.8%、「小学校教育を見通したスムーズな移行」の割合が42.5%となっています。



【小学校・中学校の教員】

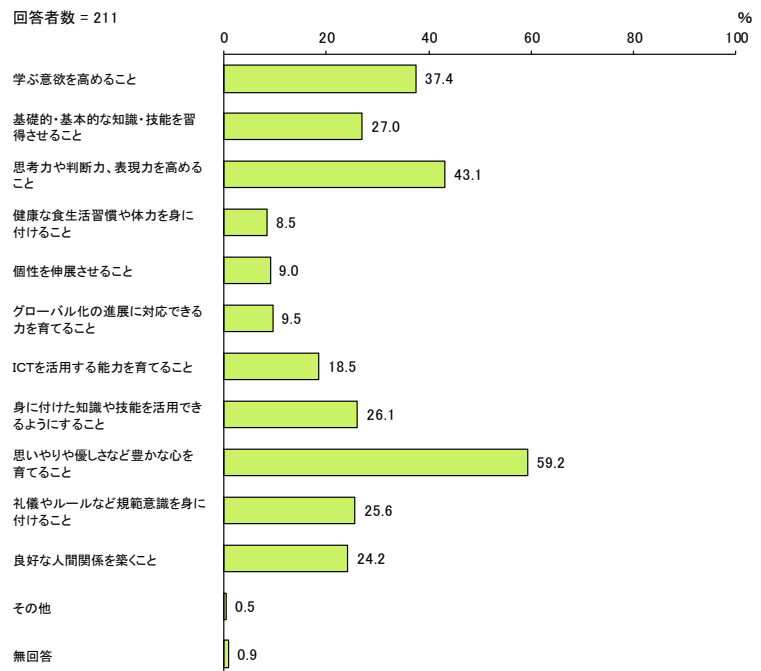
○小中学校の教師は、保護者や地域の方にどのようなことを期待されていると思いますか。（複数回答）

「子どもの気持ちを理解しようとする」との割合が65.9%と最も高く、次いで「子どもの学力を伸ばす指導ができること」の割合が54.0%、「非行、いじめ、不登校などの問題行動への適切な対応をすること」の割合が40.8%となっています。



○これからの学校教育について特に重視しなければならないのは、どのようなことだと思いますか。（複数回答）

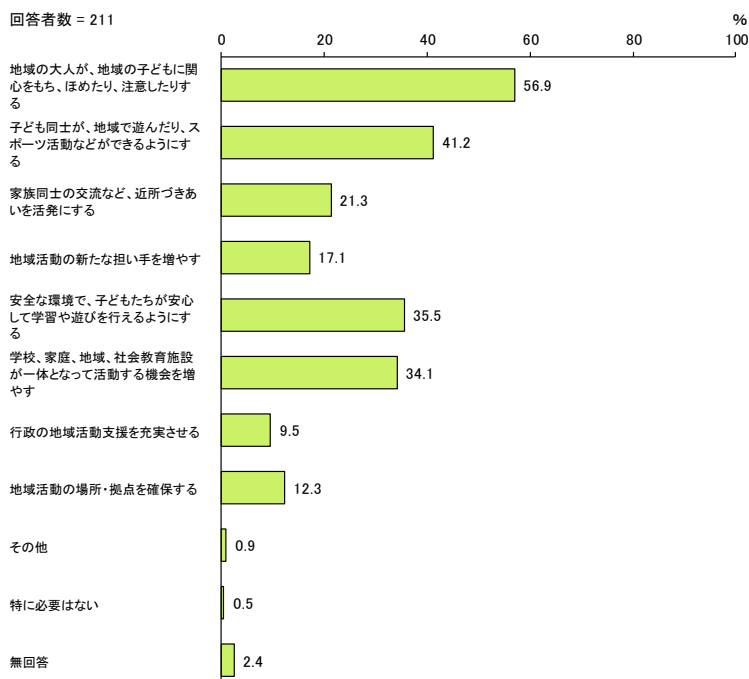
「思いやりや優しさなど豊かな心を育てること」の割合が59.2%と最も高く、次いで「思考力や判断力、表現力を高めること」の割合が43.1%、「学ぶ意欲を高めること」の割合が37.4%となっています。



○地域の教育力を高めるためにどのような取り組みが必要だと思いますか。

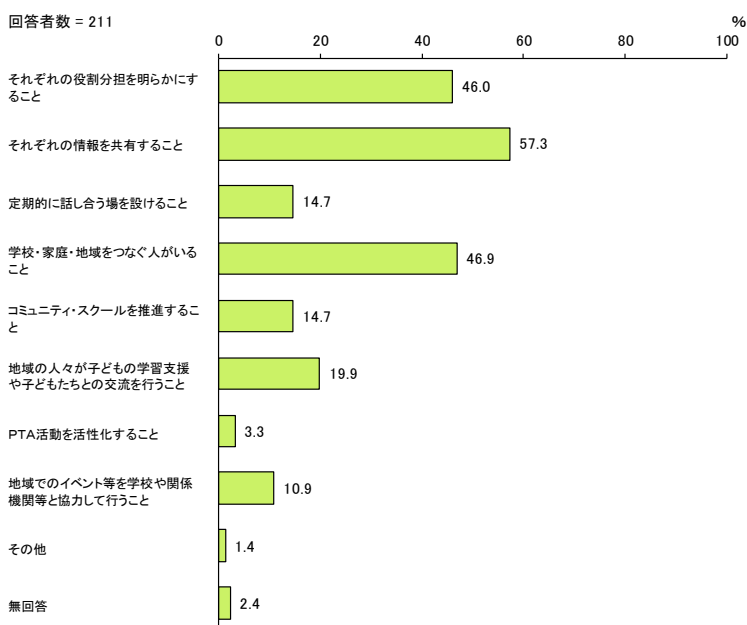
(複数回答)

「地域の大人が、地域の子どもに関心をもち、ほめたり、注意したりする」の割合が56.9%と最も高く、次いで「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにする」の割合が41.2%、「安全な環境で、子どもたちが安心して学習や遊びを行えるようにする」の割合が35.5%となっています。



○学校・家庭・地域が連携・協力を深め、子育てしていくことが求められますが、その上で、大切なことは何だと思いますか。(複数回答)

「それぞれの情報を共有すること」の割合が57.3%と最も高く、次いで「学校・家庭・地域をつなぐ人がいること」の割合が46.9%、「それぞれの役割分担を明らかにすること」の割合が46.0%となっています。



1 広陵町がめざす教育理念

「広陵町総合計画」において、広陵町の次代を担う児童・生徒が確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる「生きる力」を着実に身に付け、未来をたくましく切り拓いていくことができるまちをめざしており、その中で、「生きる力」をはぐくむ教育活動の推進や、安全・安心で快適な教育環境の整備を進めています。

このめざすまちの姿を実現するために、本町の児童・生徒がそれぞれの生活の中で夢や目標を抱き、本町において、輝く未来をもたらすことができるよう、子どもたちや保護者、教職員へのアンケート結果で明らかになった思いや願いを踏まえて、本町の教育大綱における教育理念を下記のように設定します。

〔 教育大綱の教育理念 〕

輝く未来のために ともに学び
つながり合う いい人づくり

2 教育振興の基本方針

本町の子どもたちに望む人間像を3つの基本方針として設定し、本町の教育理念の実現をめざしていきます。

【基本方針1】

輝く未来のために、様々な情報の中から何が必要かを主体的に判断し、自らの課題の解決をめざし、他者と協働しながら新たな価値を創造する中で、自信をもって生き抜くことができる人

【基本方針2】

多様な人々との関わりの中で共感し、人間性豊かな感性、創造性を発揮し、自らの可能性を高めながら、よりよい人生、よりよい社会を創造することができる人

【基本方針3】

生涯にわたって質の高い学びを続け、夢と希望と志をもって人のつながりを大切に、郷土を愛する心をはぐくむとともに互いに助け合い健やかに暮らすことができる人

3 教育振興の基本施策と具体的施策

3つの基本方針の実現に向け、4つの基本施策と、それに伴う具体的施策を明確にして、事業に取り組んでいきます。

基本施策（１）

何事にもチャレンジし、輝く未来を切り拓く力をはぐくむ学校教育の充実

【具体的施策】

- ①就学前教育の推進
- ②考え、探求するなどの「学ぶ力」の育成
- ③豊かな心の育成
- ④たくましい身体の育成
- ⑤学校教育環境の整備と充実

基本施策（２）

学びを支える場づくりと誰一人も取り残さない支え合いの場づくり

【具体的施策】

- ①特別支援教育の充実
- ②いじめ・不登校等様々な教育課題への対応
- ③持続可能な学びへの支援

基本施策（３）

人生を豊かに生涯にわたって学び続ける環境づくり

【具体的施策】

- ①生涯学習の充実
- ②スポーツの振興
- ③文化芸術の振興
- ④文化財の保存と活用

基本施策（４）

社会の変化に対応し、地域とともにつながり支え合う環境づくり

【具体的施策】

- ①子どもの安全確保
- ②学校・家庭・地域の三位一体の連携と協力（コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度）

4 施策の体系

【教育理念】

【基本方針】

【基本施策】

輝く未来のために
ともに学び
つながり合う
いい人づくり

基本方針 1

輝く未来のために、様々な情報の中から何が必要かを主体的に判断し、課題解決をめざし、他者と協働しながら新たな価値を創造し、自信をもって生き抜くことができる人

基本施策（１）

何事にもチャレンジし、輝く未来を切り拓く力をはぐくむ学校教育の充実

基本方針 2

多様な人々との関りの中で共感し、人間性豊かな感性、創造性を発揮し、自らの可能性を高めながら、よりよい人生、よりよい社会を創造することができる人

基本施策（２）

学びを支える場づくりと誰一人も取り残さない支え合いの場づくり

基本方針 3

生涯にわたって質の高い学びを続け、夢と希望と志をもって人のつながりを大切に、郷土を愛する心をはぐくむとともに互いに助け合い健やかに暮らすことができる人

基本施策（３）

人生を豊かに生涯にわたって学び続ける環境づくり

基本施策（４）

社会の変化に対応し、地域とともにつながり支え合う環境づくり

【具体的施策】

【取り組み】

① 就学前教育の推進

- 子育て支援の充実 ○ 就学前教育・保育の質の充実
- 就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進
- 就学前教育における非認知能力の育成
- 就学前における読書活動の推進

② 考え、探求するなどの「学ぶ力」の育成

- 基礎学力の向上
- 主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり
- 外国語教育・国際理解教育の推進
- 子どもの読書活動の推進
- 小学校教育と中学校教育との連携の推進
- 教員の質の向上

③ 豊かな心の育成

- 道徳教育の推進
- 人権教育の推進 ○ キャリア教育の推進
- 地域における学校・園間、世代間交流の推進
- 学校間交流の推進

④ たくましい身体の育成

- 学校における体育指導等の充実
- 健康教育の推進
- 学校保健の充実
- 基本的生活習慣の形成 ○ 食育の推進

⑤ 学校教育環境の整備と充実

- ICTを活用した教育の推進と学校教育の推進
- 教育施設の長寿命化（保全）計画の推進
- 小中学校トイレ改修工事の推進

① 特別支援教育の充実

- 特別支援教育の充実

② いじめ・不登校等様々な教育課題への対応

- いじめ・不登校の防止等の取り組み
- 児童虐待に対する支援の充実
- 子ども等への暴力防止の推進
- 児童・生徒の問題行動に対する早期発見

③ 持続可能な学びへの支援

- 個別最適な学びの取り組み
- 学びのための経済的支援

① 生涯学習の充実

- 生涯学習講座の開催
- 町民相互の学びの場の提供
- 生涯学習情報の発信 ○ 生涯を通じた読書活動の推進

② スポーツの振興

- スポーツ協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校部活動の連携
- 競技スポーツの振興
- 地域スポーツの振興 ○ スポーツ活動等への支援

③ 文化芸術の振興

- 文化のまちづくりの推進
- 地域文化の担い手の育成
- 郷土愛をはぐくみ文化芸術を継承

④ 文化財の保存と活用

- 文化財保存活動の充実
- 歴史・文化の魅力発信

① 子どもの安全確保

- 子どもの安全の確保
- 通学等の安全確保
- 学習環境における感染症対策の実施

② 学校・家庭・地域の三位一体の連携と協力（コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度）

- 信頼される学校・園づくりの推進
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進
- 学校支援ボランティアの拡充

**基本施策（１） 何事にもチャレンジし、輝く未来を切り拓く
力をはぐくむ学校教育の充実****具体的施策① 就学前教育の推進****○ 子育て支援の充実**

保育園・幼稚園・認定こども園における相談や、未就園児を対象とし一時預かり等の各種子育て支援事業や子育て情報の提供等により、子育て世代に対する子育て支援を充実します。

また、地域コミュニティの希薄化が進むなか、子育て家庭の居場所づくりや地域とのつながりづくりを進め、子育て不安を含めた子育てに関する相談などについては、早期に関係者、関係機関と連携できる体制づくりに取り組み、子育て家庭の孤立化・虐待の防止等、安心した子育てができる環境づくりに取り組みます。

○ 就学前教育・保育の質の充実

多様化する就学前教育・保育ニーズの変化に柔軟に対応するため、認定こども園等の整備を進めます。また、新型コロナウイルス感染症等の状況下においても感染症対策を行いながら質の高い教育・保育の提供を図ります。

○ 就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進

幼児の小学校体験入学や本町で作成する幼児教育共通カリキュラム、小学校でのスタートカリキュラムなどにより、幼児期から児童期への円滑な学びへとつなぐ取り組みを進めます。



○ 就学前教育における非認知能力の育成

非認知能力は、数値では表せない生きていくために必要な能力であり、いわば「心の土台」のようなもので、自尊心・自己肯定感・自立心・自信などの「自分に関する力」と、一般に社会性と呼ばれる協調性・共感する力・思いやり・社交性・道徳性などの「人と関わる力」の2つがあります。子ども自身が日々の遊びや周りの人との関わりの中で身につけるもので、「心が動く経験」や「感情を共有する経験」を積み重ねることで「心の土台」を築き、健やかな身体に成長していくよう多様な学びの実現を図ります。

○ 就学前における読書活動の推進

乳幼児期から子どもが本と関わりをもつかもたないかは、その子どもが読書を通じて人生を豊かに生きることに関与すると考えられます。子どもたちが自分で本を選ぶ機会が少ない就学前の乳幼児期において、保護者を含め自由に絵本を手に取り、見ることができる環境整備に取り組めます。



具体的施策② 考え、探求するなどの「学ぶ力」の育成

○ 基礎学力の向上

全国学力・学習状況調査の結果に基づき、課題を確認、分析したうえで、中学校区別に「学力向上推進プロジェクト会議」を開催し、全体指導、個別指導、習熟度別指導など、指導の在り方について研究を深めています。

基礎学力の定着、向上に向けて「広陵町学力向上推進プラン」に基づき、学力向上に向けた組織的な取り組みを行い、すべての児童・生徒に「確かな学力」の育成を図るとともに、各小中学校においてＩＣＴを用いた個別最適な学習など、特色ある学校づくりを基にした学力向上の推進に取り組みます。

○ 主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり

習得・活用・探究などの学びの過程の工夫や学ぶ意欲を高める取り組みを推進するとともに、教科等横断的な活動や体験的な活動を行い、主体的に思考・表現する学習活動や子ども同士が対話するなかで学び合い、協働し合う場の充実を図ります。

○ 外国語教育・国際理解教育の推進

外国語指導助手（ＡＬＴ）などによる、生きた英語の授業を行うことで、小中学校における英語教育や国際理解教育を進めます。町内の小学校で、英語科の成果を分析し、さらなる英語教育（４技能）の充実を図り、子どもの積極的なコミュニケーション能力の育成及び国際交流も含めた国際理解教育の推進を図ります。

○ 子どもの読書活動の推進

本町においては、小学校に各校１人週４日、中学校には２校に１人週２日ずつ学校図書館司書を配置しており、学校図書室の環境整備や児童・生徒への読書推進活動を行っています。今後、学校図書室と図書館とを同じシステムでつなぐことで、より一層連携した読書活動推進に向けた取り組みを行います。

また、「広陵町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむ機会を提供し、読書環境の整備・充実を図ります。さらにまた、学校、園、家庭、地域、図書館等が相互に連携を深めることで、子どもが読書に親しむ機会の充実を図るとともに、読み解く力の向上に向けた取り組みを推進します。

○ 小学校教育と中学校教育との連携の推進

小学生が中学校の学習形態に少しでも慣れるよう、小学校高学年での専科教員（英語、算数、理科、体育等）の導入、中学校での体験授業の実施や中学校教員が小学校の授業補助を行うなど、小中学校の連携を強めることで、中一ギャップの解消を図り、子どもがスムーズに中学校生活に適應できる取り組みを進めます。

○ 教員の質の向上

教員に求められる能力は、授業力を中心として、生徒指導に関する力、地域や保護者及び教員間のコミュニケーション力等多岐にわたります。教員の経験年数に応じ、県などが行う初期研修や中堅教諭等資質向上研修などの研修講座への参加や、各学校・園内において実施する実践的な教材研究、公開授業などを積極的に支援し、指導主事による指導力向上に向けた指導、助言を行います。

また、教員の情報活用能力などの向上のため、ICTの活用や情報セキュリティなどに関する研修会の開催やICT支援員の活用を図り、ICTの活用や指導に関する能力と情報モラルの向上に取り組めます。



具体的施策③ 豊かな心の育成

○ 道徳教育の推進

道徳教育は、児童・生徒の道徳性を養うため、「特別の教科道徳」の授業を要として「考え議論する道徳」を推進するとともに学校の教育活動全体を通して行います。さらに、児童・生徒一人一人の豊かな人間性をはぐくみ、道徳的实践力を高めるため家庭や地域と連携・協力し、学校における系統立てた道徳教育を計画的・継続的に推進します。

○ 人権教育の推進

就学前及び小中学校の時期が、社会生活に必要な基礎的能力を身に付け、心豊かな人間に成長する上で重要な時期であることを踏まえ、就学前の期間においては、家庭と連携し身近な大人との信頼関係により自尊感情の育成と健やかな子どもの育成を図ります。また、小中学校の期間においては、児童・生徒がお互いの違いを認め合い、自分と相手の意見の大切さも認め合い、互いに相手の立場に立った考え方や人権を尊重する心と態度の育成、LGBTQなど多様性への理解向上に向け取り組みます。

○ キャリア教育の推進

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくためのキャリア教育を推進します。児童・生徒が様々な体験を通して、夢と希望を持って自分の生き方について考えられるよう、職場体験学習、ボランティア活動等社会貢献活動を進めることで自己有用感の醸成を図ります。

○ 地域における学校・園間、世代間交流の推進

学校・園間の交流の推進のほか、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や、地域住民等が学校を支援するための地域学校協働活動推進事業の取り組みを通して、ボランティアなどの地域住民が児童・生徒のために様々な活動に取り組むことにより、子どもの社会性や豊かな人間性を育成します。

○ 学校間交流の推進

本町と友好交流都市である福井県美浜町をはじめとして、交流がある他の市町村と体験学習やオンラインによる交流など、広域な範囲で学校教育についての交流を推進します。

具体的施策④ たくましい身体の育成

○ 学校における体育指導等の充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析から、子どもの体力・運動能力の状況を把握し、児童・生徒の体力や運動能力向上に向けた指導に取り組みます。また、心と体を一体として捉え、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成する視点から、体を動かすことの楽しさを感じ、運動に親しむ習慣を身に付けられるような取り組み、学校の休み時間を活用した取り組みを推進し、体育指導の充実を図ります。

○ 健康教育の推進

学校・園の園児・児童・生徒の健康診断から、疾病などの早期発見・早期治療に努めるとともに、歯の健康など園児・児童・生徒の健康の保持・増進のための指導を充実します。

また、薬物乱用防止や性教育、がん教育などに関して、児童・生徒が正しい知識の習得と行動の選択ができるよう指導を充実します。

○ 学校保健の充実

学校保健に関しては、各学校・園において学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導を充実します。また、各種感染症に対する学校の管理体制の強化や、学校医や学校薬剤師、医療機関等との一層の連携など、学校における感染症の発生予防とまん延防止に取り組めます。



○ 基本的生活習慣の形成

子どもが健康を維持し、日々の活動に活力を持って取り組めるよう、家庭における基本的な生活習慣の形成を支援するとともに、保健だより等による保護者への啓発に取り組みます。

○ 食育の推進

食育を基盤として、各学校において生涯にわたる健康づくりや望ましい食習慣の形成に取り組んでいくことで、食の大切さや自然の恵みに感謝する心をはぐくむことを推進します。広陵町食育推進計画に基づき、子どもや保護者の食への意識を高め、生涯にわたり健全な心身を養うため、農業体験活動や栽培活動、調理活動、試食会などを行います。

また、学校給食においては、地産地消として各地の食文化や奈良県産の食材を取り入れた献立など多種多様に工夫を凝らし、栄養バランスを考慮したおいしい給食の提供やアレルギーを持つ児童・生徒や異なる文化を持つ外国人児童・生徒にも対応した安全で安心な給食の提供に取り組むとともに、地域や家庭とつながり食品ロスゼロをめざし、残食率の低減と改善に取り組みます。



具体的施策⑤ 学校教育環境の整備と充実

○ ICTを活用した教育の推進と学校教育の推進

AIや教育ビッグデータ等の最先端技術を活用した個別最適化された学びや、ICTを活用した協働的な学びの保障のために、教育系パソコンの整備を通じた授業を実現することで、多様な子どもの力を最大限に引き出していきます。

また、校務系パソコンを整備することで、教員の働き方改革を推進し、教員が気持ちや業務時間などさまざまな面で余裕が持てることにより、よりよい教育の提供につなげていきます。

○ 教育施設の長寿命化（保全）計画の推進

本町の小中学校は、広陵東小学校を除く6校が建築30年を超えている状況であり、小中学校の校舎などの保全及び機能向上を図ることが必要です。維持管理と整備については、町の公共施設長寿命化（保全）計画等と整合を図りつつ、施設や設備全体の老朽化に対する安全性の確保と教育・学習環境改善のための時代に即した機能更新を計画的に実施します。

○ 小中学校トイレ改修工事の推進

小中学校のトイレ洋式化乾式化工事を推進しており、快適な教育環境の一つとして計画的に改修工事を実施します。また、誰もが利用しやすく、LGBTQにも配慮したトイレ「みんなのトイレ」の設置なども積極的に検討します。



基本施策（２） 学びを支える場づくりと誰一人も取り残さない 支え合いの場づくり

具体的施策① 特別支援教育の充実

○ 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもの実態把握や指導・支援内容を協議するとともに、校内委員会を通じて、学校内の関係者や外部関係機関との連絡調整、保護者との相談、担任への支援を行います。

また、インクルーシブ教育の観点から、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で、ともに学べるよう基礎的環境整備と合理的配慮(状況に応じた配慮)を行います。

さらには、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校と連続性のある切れ目ない支援体制の充実と多様な学びの場の一層の充実・整備を図ります。



具体的施策② いじめ・不登校等様々な教育課題への対応

○ いじめ・不登校の防止等の取り組み

関係機関・団体が連携していじめの未然防止と早期発見・早期解決に向けて、総合的・組織的に取り組みます。また、ケースに応じた継続的できめ細かな相談・指導支援に取り組みます。

また、不登校の児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員等の活用など、状況に応じて多様な支援を行います。

○ 児童虐待に対する支援の充実

児童虐待防止の啓発では、児童虐待の知識の普及と早期通報への協力を周知するとともに、オレンジリボンキャンペーン等の啓発活動により、社会全体で児童虐待を防止する機運を高めます。また、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関が連携し、児童虐待の未然防止と早期対策の確立を図ります。

また、新たな課題となっているヤングケアラー等への対応に向けて、地域、関係機関との連携の充実を図ります。

○ 子ども等への暴力防止の推進

子どもが様々な暴力（いじめ・虐待・誘拐・性暴力）から自分の心と体を守るための教育プログラムなど、児童虐待防止のための取り組みを行います。

また、学校教育においては、生命（いのち）を大切にすることや暴力に対して加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に応じた教育を進めます。

○ 児童・生徒の問題行動に対する早期発見

問題行動を生まないためにも、全ての子どもが自他の尊厳を認め合い、好ましい人間関係や教職員との信頼関係を確立できるような集団づくりを進めます。

また、問題行動の早期発見に努め、個々のケースに対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用、教育相談員等の活用など、状況に応じて多様な支援を行います。

具体的施策③ 持続可能な学びへの支援

○ 個別最適な学びの取り組み

子どもたちの多様化が一層進む中で、全ての子どもたちに教育の保障、質の高い教育の提供は、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標SDGsの考え方である「誰一人取り残さない」社会の実現、「質の高い教育をみんなに」の達成に向け、必要不可欠な要素です。基礎的・基本的な知識・技能等を確実に修得させるためには、ICTを活用するなどして子どもたち一人一人の特性や学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供や効果的な指導として「個別最適な学び」の実現が求められています。

ICTの活用により空間的・時間的制約を緩和することができるようになることから、学級・同一学年・学年間のもとより、他の学校の子どもたちとの学び合いなども可能となり、「協働的な学び」へも発展させることができ、これらのことから多様な子どもたちの資質・能力を育成するために、「個別最適な学び」と、社会とつながる「協働的な学び」の実現を図ります。

また、外国人児童・生徒や海外から帰国した児童・生徒等に、必要な日本語指導等を行うことで、学校生活への適応や学習に取り組むことができるよう支援し、日本人と外国人の子どもが共に学ぶ共生社会の実現を図ります。

○ 学びのための経済的支援

子どもたちが家庭の経済的事情に関わらず、不安なく義務教育課程を学び、また、高等学校への進学ができるよう支援します。就学援助制度や奨学金制度について、社会情勢に応じた制度となるよう、今後も適正な制度運営を進め、子どもたちの就学の機会を保障します。



基本施策（３） 人生を豊かに生涯にわたって学び続ける環境づくり

具体的施策① 生涯学習の充実

○ 生涯学習講座の開催

公民館や図書館など町内公共施設では、様々なライフステージに応じた講座を生涯学習の場として捉え開催しています。地域住民の多様なニーズに対応した講座の充実に向けて取り組みます。

また、地域防災をはじめ、子育て、環境など社会生活、地域課題等の必要課題に対する学びの場となる講座の開催に取り組みます。

○ 町民相互の学びの場の提供

地域活動の活性化に向けては、町民相互の学びの循環が重要です。地域の団体・事業者などと連携しながら、地域の実情に応じた学習機会を充実し、それぞれが学んだ内容を生活や地域活動で活かせるようにします。

また、学んだことを広く発信できるような学びの循環が生まれる仕組みづくりを推進します。

○ 生涯学習情報の発信

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめ、町広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、町民への生涯学習情報を発信します。

○ 生涯を通した読書活動の推進

読書は、言葉や知識を学び、感性を磨き、創造力やコミュニケーション力を養い、生きる力をはぐくむものですが、近年、趣味の多様化やＩＣＴ機器等の向上などにより、大人も子どもも読書離れや活字離れが進んでいるのが現状です。

図書館は、生涯学習の中核的拠点の一つであり、身近な情報提供拠点として、重要な役割を担っています。子どもから大人まで、誰もが読書に親しめる場であり、読書活動を推進する施設であるため、町民が必要な知識や情報を、必要な時に適切に入手できるよう、町の図書館の機能・サービスのさらなる充実に努めていきます。



具体的施策② スポーツの振興

○ スポーツ協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校部活動の連携

スポーツ協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・学校部活動の連携により、地域部活動を推進する体制を構築し、学童期から継続してスポーツ活動に親しめる環境を整備し、子どもたちの体力向上や健康保持増進につながります。

学校の部活動については、各中学校へ外部から部活動指導員を配置しており、今後もスポーツ関係団体と連携しながら、生徒の競技能力及び体力の向上を図ります。

○ 競技スポーツの振興

競技スポーツは、競技力を高め記録の向上をめざすスポーツとされており、競技スポーツの最高峰といわれる国際大会の一つにオリンピック・パラリンピックがあげられます。このような世界的スポーツの競技大会の開催などによりスポーツへの意欲や関心が高まる中、トップクラスのスポーツ選手とのふれあい、感動を味わう機会づくり等を推進します。

また、選手・指導者の育成や世界大会・全国大会等への出場支援などを行うとともに、これらの大会において優秀な成績を収めた選手を顕彰します。さらに、スポーツに対して目標を持ち、取り組んでいる団体や選手などのアスリートへの支援を行います。

○ 地域スポーツの振興

スポーツ協会と総合型地域スポーツクラブ（広陵ステーションプラス1クラブ）が連携し、スポーツに親しむ生涯スポーツの啓発を行い、健康づくりやスポーツの楽しさを広め、地域スポーツ振興の促進に努められるよう、それぞれの自主的な運営を前提とした活動の支援や情報提供を行います。

○ スポーツ活動等への支援

スポーツ活動は、「する・みる・ささえる」といった多様なスポーツの参画人口の拡大をめざしています。

子どもから高齢者まで多くの町民が、スポーツを生活の一部として位置付け、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ協会に所属する団体への支援を行い、町民のスポーツ活動の活性化を図ります。

なお、別に策定する「地域スポーツ推進計画」との整合を図り、連携しながら、スポーツ活動の推進を図っていきます。

具体的施策③ 文化芸術の振興

○ 文化のまちづくりの推進

別に定める「文化芸術推進基本計画」と整合性を図りながら、町民に芸術作品の発表や表現の機会を提供するとともに、町民の芸術・文化への関心を高め、創作者のさらなる意欲向上と芸術創造を促進し、文化のまちづくりを推進します。

○ 地域文化の担い手の育成

次代を担う若い世代の文化芸術活動の促進をはじめとして、文化芸術の担い手となる個人・団体・関係機関の支援や連携を推進し、町民主体の文化事業・文化活動の活性化を図り、参画と協働の観点を踏まえながら地域文化を担う個人や団体の育成を図ります。

○ 郷土愛をはぐくみ文化芸術を継承

本町では社会教育委員会議で、文献や地域高齢者からの聞き取りに基づいた内容を整理し、「広陵町の民話」、「ふるさとの言葉」、「広陵町の祭り」について3冊の冊子を作成しています。各団体等の活動から郷土に対する意識を高め、優れた芸術文化にふれあうことで価値を見つめ直す機会を拡充するとともに、地域特性や人材を活かした文化芸術の継承を推進します。



具体的施策④ 文化財の保存と活用

○ 文化財保存活動の充実

本町では、国の特別史跡の崇山古墳や重要文化財（建造物）の百済寺三重塔など、貴重な文化財が数多く残っています。

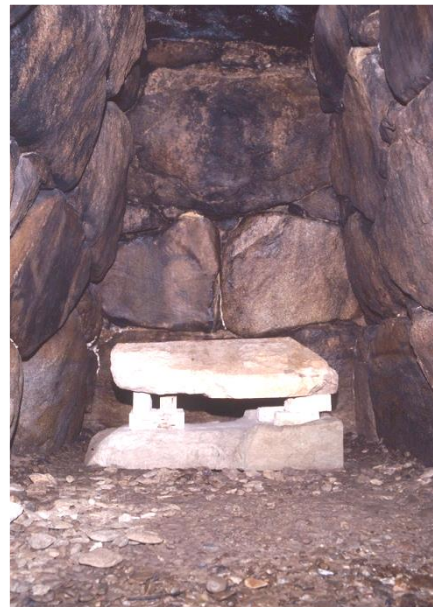
まちの歴史・文化を次代に引き継ぐため、国・県・町指定文化財の維持管理、伝承、修理を行う団体などに継続的な支援を行い、文化財保存活動のさらなる活性化につなげます。

○ 歴史・文化の魅力発信

本町の歴史・文化の理解が深まり、地域に伝承されている祭りなどをおして新たな発見につながるよう、地域の人々と連携しながら、文化財を活かした事業を進めます。

また、竹取物語発祥の地といわれる讃岐神社が町内にあることから、かぐや姫にちなんで、広陵町のイメージキャラクターを「かぐやちゃん」と名付け、町内の歴史・文化をはじめ、広陵町の魅力を発信しています。

さらに町内だけでなく町外からの来町者に対し、古墳群を中心とした史跡や文化財などを案内するため、地域ボランティアの文化財ガイドを設置して魅力発信につなげており、各種団体や地域との協働のもと地域の歴史文化資源地域資源を活かした活動が展開される仕組みづくりを進めます。



基本施策（４） 社会の変化に対応し、地域とともにつながり 支え合う環境づくり

具体的施策① 子どもの安全確保

○ 子どもの安全の確保

子どもたちが学校・園生活で行動する際の危険要因を速やかに発見し除去するなど、学校・園環境を整備し、安全確保のための体制を確立していきます。

また、子どもたちが自然災害の発生メカニズムをはじめ、地域の自然環境、災害や防災について基礎的・基本的なことを学び、万一の災害時には、自らの安全確保と状況に応じた適切な行動ができるよう指導に取り組みます。

本町では、不審者侵入対策として、防犯カメラや警備システムを小中学校や保育園・認定こども園・幼稚園に設置しています。

教職員においては、不測の事態が起きた場合の対応に備え、危機管理意識の向上を図るとともに、関係機関と防犯上の課題や情報を共有し、地域とも連携を図りながら子どもの見守り活動や防災教育の充実に取り組みます。

○ 通学等の安全確保

通学路については、ＰＴＡと学校から提出される通学路の危険箇所についての情報収集等を行い、道路管理者・警察など関係機関による通学路の合同点検を実施し、必要な路面標示や看板の設置を行うことで、通学路の安全を確保します。

また、交通安全教室などを実施することにより、子どもたちが様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行や自転車等の利用ができるよう取り組みます。

○ 学習環境における感染症対策の実施

就学前教育施設・保育施設や学校教育施設において、新型コロナウイルス感染症等の感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で運営を継続していくことが重要です。このため、「広陵町立学校・園における新型コロナウイルス感染症にかかる衛生管理マニュアル」に沿うなど、様々な感染対策を行うことで、子どもの学習環境を保持します。

具体的施策② 学校・家庭・地域の三位一体の連携と協力

（コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度）

○ 信頼される学校・園づくりの推進

地域とともにある学校づくり、信頼される学校づくり、園づくりを進めるため、学校評価をこれまで以上に進めるとともに、学校・園運営への積極的な参画を促進します。また、地域と連携した教育体制を構築するため情報発信や情報共有を図ります。

○ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

町内の小中学校7校全てで、コミュニティ・スクールが立ち上がっており、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み「地域とともにある学校づくり」を進めています。コミュニティ・スクールでは、授業の支援を行う「教育支援部」、学校の環境整備の支援を行う「環境整備部」、子どもたちの見守りなどの支援を行う「学校安全部」の3部会を設けており、地域住民が学校運営に積極的な参画を図り、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

○ 学校支援ボランティアの拡充

コミュニティ・スクールにおいては、学校支援のためのニーズの把握や地域人材の発掘などを行っています。これらのニーズを踏まえて、保護者や学校支援ボランティア、地域の関係団体が協働で学校・園の教育活動や運営を支援できるよう体制の充実に取り組みます。



1 推進体制の確立

(1) 庁内における施策の一体化と関係部局との連携

本計画に掲げられた施策の推進に当たっては、庁内における関係部局と緊密な連携を図り、効率的・効果的な施策の推進を行います。

(2) 関係機関・関係団体との連携と効果的な情報発信

教育は、多くの関係機関・団体などとの連携のもと、社会全体で担われるものであることから、各種地域団体をはじめとして、教育関係事業者、NPO等の民間団体など、各分野において多様な主体の様々な活動との連携を図り計画を推進します。

また、教育に関する施策について、広報や町公式ウェブサイトなどの媒体を活用して、町民へ分かりやすい説明と積極的な情報発信を行います。

2 進捗状況の点検・評価及び計画の見直し

(1) 進捗状況の点検評価の方法（PDCAサイクル）

本計画のより効果的で着実な推進と施策や事業の実効性を確保するため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）からなるPDCAサイクルによる進行管理を行います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年度、教育委員会及び学識経験者による事務の点検・評価を行い、本計画の目標指標などの進捗状況等を確認し、次年度に活かします。

(2) 計画の見直し

国・県の教育政策の変更や社会経済情勢の変化に対応していくため、毎年度実施する事務の点検・評価の結果を踏まえながら、計画の内容について、必要に応じて弾力的に見直し、施策に反映します。

【 進捗状況の点検評価指標 】

基本施策（１）

何事にもチャレンジし、輝く未来を切り拓く力をはぐくむ学校教育の充実

指標の考え方	指標	実績値	目標値
		令和３年度	令和８年度
乳幼児期から本と関わりをもつ機会を提供できているか	図書館における読み聞かせやお話会など参加人数	1,199 人 (R2年度)	1,380 人
子どもたちの課題を確認・分析し、基礎学力の定着につなげているか	「全国学力・学習状況調査 平均正答率」の全国平均正答率との差 ※全国学力・学習状況調査	小6 国語 -2.7 算数 -0.2 中3 国語 -0.6 数学 +3.8	小6 国語 0 算数 +1.0 中3 国語 +1.0 数学 +4.0
	「全国学力・学習状況調査 国語・算数における正答率」3割以下の児童・生徒の割合との差 ※全国学力・学習状況調査	小6 国語 -6.1 算数 -1.8 中3 国語 -2.0 数学 +3.5	小6 国語 -2.0 算数 0 中3 国語 0 数学 +4.0
学ぶ意欲を高め、主体的な学習活動が育成されているか	「自分で計画を立てて勉強している」と答える児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小6 70.8% 中3 64.4%	小6 80.0% 中3 70.0%
学ぶことと自己の将来のつながりを見通すことができるような教育が推進されているか	「将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合」 ※全国学力・学習状況調査	小6 81.9% 中3 66.3%	小6 85.0% 中3 80.0%
子どもたちの自己肯定感や自己有用感が育成されているか	「自分には、よいところがあると思う」・「自分に自信がある」と答える児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小6 82.6% 中3 77.2%	小6 85.0% 中3 80.0%

健やかな体を育てる教育が推進されているか	毎日、朝食を食べる児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査及びアンケート調査	(全国・学力学習状況調査) 小6 84.6% 中3 80.9% (アンケート調査) 小5 82.0% 中2 73.7%	(全国・学力学習状況調査) 小6 90.0% 中3 90.0% (アンケート調査) 小5 90.0% 中2 90.0%
	体力合計得点と全国平均値との差 ※体力運動能力調査	小5男子+1.95 小5女子-0.11 中2男子+1.68 中2女子+2.12 (R元年度)	小5男子+3.00 小5女子+1.00 中2男子+3.00 中2女子+3.00
I C Tの活用や教育の情報化が推進されているか	校務用コンピュータ1台当たりの教員数	2.73人	1.00人

基本施策（2）

学びを支える場づくりと誰一人も取り残さない支え合いの場づくり

指標の考え方	指標	実績値	目標値
		令和3年度	令和8年度
児童・生徒に対しきめ細やかな相談・指導体制ができているか（教育支援体制の充実）	各種専門職の配置	生活支援アドバイザー： 1人 週4日	生活支援アドバイザー： 1人 週4日
		子どもと親の相談員： 1人 週2日	子どもと親の相談員： 1人 週2日
		心の相談室相談員： 1人 月2日	心の相談室相談員： 1人 月2日
		まなび相談室相談員： 1人 月2日	まなび相談室相談員： 1人 月2日
		心の教室相談員： 1人 週1日	心の教室相談員： 1人 週1日
	不登校児童・生徒の割合	小学校 0.85% 中学校 3.87% (R2年度)	小学校 0.50% 中学校 2.50%
個別最適な学びの取り組みができているか	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と答える子どもの割合 ※全国学力・学習状況調査	小6 89.8% 中3 86.6%	小6 95.0% 中3 95.0%
	1週間あたりのクロムブック活用率	小学校 28.4% 中学校 33.5%	小学校 50.0% 中学校 70.0%

基本施策（３）

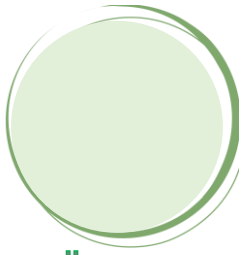
人生を豊かに生涯にわたって学び続ける環境づくり

指標の考え方	指標	実績値	目標値
		令和３年度	令和８年度
地域の情報発信として、利用者のニーズや地域、時代の要請等をとらえているか	図書館利用状況 (貸出冊数、入館者数)	417,910 冊 251,485 人 (R 元年度)	420,000 冊 255,000 人
生涯にわたって学べる場づくりができていているか	公民館・図書館・はしお元気村での講座開催回数	公民館 57 回 図書館 14 回 はしお元気村 394 回 (R2 年度)	公民館 60 回 図書館 14 回 はしお元気村 394 回
スポーツをする町民が増えているか	体育館及び格技場利用率	中央体育館 ・アリーナ 41.8% ・格技場 22.7% (R2 年度)	中央体育館 ・アリーナ 65.0% ・格技場 60.0%
郷土への愛着がはぐくまれているか	広陵町が好きと答えた児童・生徒数の割合と町に親しみ愛着を感じると答えた保護者(小・中学校・幼稚園・認定こども園)の割合 ※アンケート調査	小5 72.2% 中2 62.7% 保護者 86.35%	小5 80.0% 中2 75.0% 保護者 90.0%

基本施策（４）

社会の変化に対応し、地域とともにつながり支え合う環境づくり

指標の考え方	指標	実績値	目標値
		令和３年度	令和８年度
学校安全計画に基づく各種訓練が実施できているか	学校安全行事（避難訓練・防火訓練・シェイクアウト訓練・交通安全教室）の実施率	100%	100%
地域とともにある学校づくりが推進されているか	地域ボランティアが授業や学校行事に参加した回数	65 回 (R 元年度)	80 回



資料編

1 用語説明

あ行

生きる力

予測困難な社会の変化に主体的にかかわり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶ教育の仕組み。障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

か行

学習指導要領

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科で教える内容を学校教育法施行規則の規定を根拠に国が定める教育課程の大綱的基準。

感染症

病原性の微生物が経口、経皮、その他種々の経路により生体に侵入して増殖し、または毒素を出して起こす病気。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、子どもたち同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び。

国際理解教育

広い視野をもち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく態度などを育成する教育。

個別最適な学び

子どもたち一人一人の特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」と、子どもたちの興味・関心等に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身の学習が最適になるよう調整する「学習の個性化」を、学習者の視点から整理した概念。

コミュニティ・スクール

「学校運営協議会」を学校に設置し、学校・保護者・地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

さ行

自己肯定感

自分自身を肯定的に捉える感情。自尊感情、自己有用感、自己受容感など、様々な肯定的自己評価感情の総称。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2030 年を期限とする開発目標。

自尊感情

自己評価感情の一つで、自分自身を基本的に価値ある存在と認める感情。

就学前教育

保育所・幼稚園・認定こども園などにおいて提供される就学以前の教育・保育。

生涯学習

人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。

情報モラル

情報社会で適正に活動するための基となる考えや態度。

食育

食に関する様々な経験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールカウンセラー

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員に対する助言・援助を行う心の専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題の解決に向けて対応を図っていく福祉の専門家。

全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析する調査。小学校6年生、中学校3年生を対象としている。

た行

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取り組み。

通級指導教室

通常の学級に在籍する軽度の障がいのある児童生徒に対して、週または月に数時間、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

特別支援教育

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

な行

認定こども園

幼稚園や保育所等において、都道府県知事の認定を受け、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設。

や行

要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適当な児童、あるいは身体的・精神的障がいがある児童、行動に問題のある児童が含まれる。

A B C

I C T

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

PDCAサイクル

①Plan：目標・計画の設定②Do：実行・行動③Check：点検・評価④Action：改善の一連のサイクルにより、次の目標・計画に反映させる管理方法のこと。

Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

2 計画策定の経過

年 月 日	検 討 内 容
令和3年 8月4日	<u>第1回広陵町教育振興基本計画等策定委員会</u> ・ 広陵町教育振興基本計画等策定委員会設置条例について ・ 教育振興基本計画について（国・県の計画概要説明） ・ 広陵町教育大綱について（現行の大綱説明） ・ 広陵町教育振興基本計画について ・ 広陵町教育振興基本計画策定スケジュールについて
令和3年 10月1日	<u>第2回広陵町教育振興基本計画等策定委員会</u> ・ 広陵町教育大綱（案）について（改定案説明） ・ 計画策定に向けてのアンケート調査表について （項目について議論）
令和3年 11月30日	<u>第3回広陵町教育振興基本計画等策定委員会</u> ・ 広陵町教育振興基本計画（案）について ・ アンケート調査集計結果について
令和4年 1月7日～ 1月21日	<u>パブリックコメントの実施</u>
令和4年 2月10日	<u>第4回広陵町教育振興基本計画等策定委員会</u> ・ パブリックコメント実施結果について ・ 広陵町教育振興基本計画（案）について
令和4年 2月21日	<u>広陵町教育委員会に報告</u>

3 広陵町教育振興基本計画等策定委員会設置条例

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他教育に関する重要な計画又は方針を策定するため、広陵町教育振興基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査、研究、調整及び協議を行う。

(1) 教育振興基本計画の策定及び見直しに関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所管に係る計画又は方針の策定に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校教育及び社会教育の関係者

(3) 広陵町立のこども園、幼稚園、小学校又は中学校に在園若しくは在学する幼児、児童若しくは生徒の保護者

(4) 広陵町立のこども園、幼稚園、小学校及び中学校の長の代表者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初開催される会議は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見を聴き、又は必要な資料の提出若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

4 広陵町教育振興基本計画等策定委員

	氏名	所属
1	松井 秀史 (委員長)	教育長職務代理者
2	奥田 俊詞	教育委員
3	寺田 順彦	教育委員
4	岡田 誠治	社会教育委員議長
5	田畠 美知香	社会教育委員
6	中村 和洋 (副委員長)	広陵町 PTA 連絡協議会会長・真美ヶ丘中学校 PTA 会長
7	野条 亜美	広陵西小学校 PTA 会長
8	松崎 千尋	真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園 PTA 会長
9	富田 英明	広陵中学校校長
10	中谷 昇	真美ヶ丘第二小学校校長
11	吉村 孔一	北かぐやこども園園長

敬称略



広陵町教育振興基本計画

発行：広陵町教育委員会

北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

TEL:0745-55-1001 FAX:0745-55-1009